

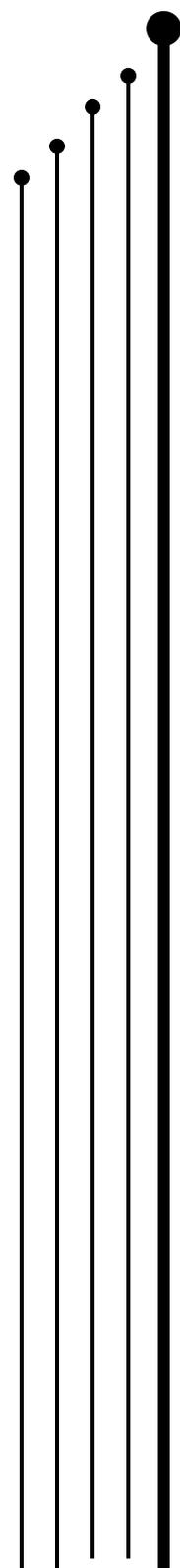
平戸市地域防災計画

原子力災害対策編

平 戸 市

令和8年2月修正

目次



目 次

第1編 総則	P 1～P 10
第1節 計画の目的	P 1
第2節 計画の性格	P 1～P 2
第3節 計画の周知徹底	P 2
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	P 2
第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	P 2～P 4
第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	P 5～P 10
第2編 原子力災害事前対策	P 11～P 26
第1節 基本方針	P 11
第2節 原子力防災専門官との連携	P 11
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	P 11
第4節 情報の収集及び連絡体制等の整備	P 11～P 14
第5節 災害応急体制の整備	P 14～P 16
第6節 避難収容活動体制の整備	P 16～P 21
第7節 緊急輸送活動体制の整備	P 21
第8節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	P 22～P 22
第9節 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備	P 22～P 23
第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	P 23
第11節 行政機関の業務継続計画の策定	P 23
第12節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	P 24
第13節 防災業務関係者の人材育成	P 24
第14節 防災訓練等の実施	P 24～P 25
第15節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	P 25～P 26
第16節 災害復旧への備え	P 26
第3編 緊急事態応急対策	P 27～P 49
第1節 基本方針	P 27
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	P 27～P 29
第3節 活動体制の確立	P 29～P 38
第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動	P 38～P 43
第5節 飲料水及び飲食物の摂取制限等	P 43
第6節 緊急輸送活動	P 43～P 44
第7節 救助・救急、消火及び医療活動	P 44～P 46
第8節 住民等への的確な情報伝達活動	P 46～P 47
第9節 自発的支援の受入れ	P 48
第10節 文教対策計画	P 48～P 50
第4編 原子力災害中長期対策	P 51～P 53
第1節 基本方針	P 51
第2節 現地事故対策連絡会議への職員派遣	P 51
第3節 緊急事態解除宣言後の対応	P 51
第4節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	P 51
第5節 放射性物質による環境汚染への対処	P 51
第6節 各種制限措置の解除	P 51
第7節 災害地域住民に係る記録等の作成	P 51～P 52
第8節 被災者等の生活再建等の支援	P 52
第9節 風評被害等の影響の軽減	P 52

第10節 被災中小企業等に対する支援	P52
第11節 心身の健康相談体制の整備	P52
第12節 放射性物質の付着した廃棄物の処理	P52～P53

第5編 複合災害対策

P54～P55

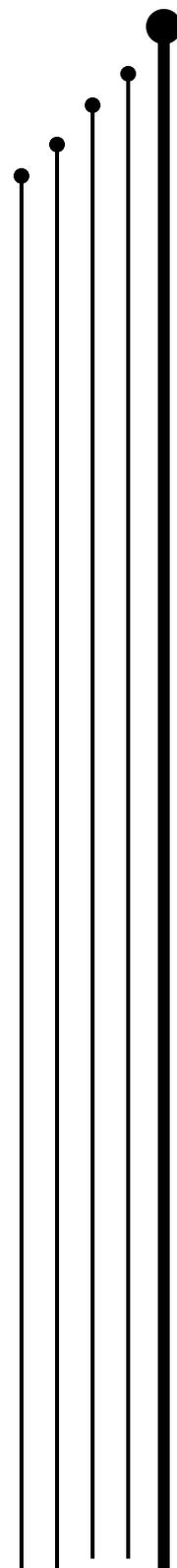
第1節 活動体制	P54
第2節 住民への情報提供、相談体制	P54
第3節 避難等	P54～P55
第4節 防災設備・機材の損壊等の対応	P55

資料編

P56～P90

1 緊急時防護措置準備区域	P56
2 玄海原子力発電所の概要	P57
3 原子力災害発生時の対応	P57
4 加圧水型（PWR）原子力発電のしくみ	P58
5 放射線による影響	P58
6 避難対象範囲の人口・年齢分布	P59
7 避難者収容施設	P59～P60
8 避難対象範囲にある施設	P60～P61
9 車両及び船舶の状況	P61～P62
10 長崎県における防災資機材等の配備状況	P63～P66
11 対策拠点施設（オフサイトセンター）の組織・活動	P67～P68
12 特定事象発生通報	P69～P75
13 防災関係機関及び連絡窓口	P75～P78
14 原子力防災用語集	P79～P87
15 原子力災害対策特別措置法第10条、第15条について	P88～P89
16 原子力災害対策特別措置法施行令（抄）第4条、第6条について	P90～P91

第 1 編
總 則



第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設（保安規定を定める施設）の運転、事業所外運搬（以下「運搬」という。))により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、平戸市、長崎県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 平戸市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、平戸市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて策定したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画に抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成したものである。

市及びその他防災関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

2 平戸市地域防災計画（基本計画編）との関係

この計画は、平戸市地域防災計画の原子力災害対策編として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、平戸市地域防災計画（基本計画編）によるものとする。

3 計画の構成

この計画は、計画編と資料編で構成する。

計画編の構成は、次の5編による。

(1) 第1編 総則

計画の目的、構成及び防災関係機関の業務等計画の基本となるものを示す。

(2) 第2編 原子力災害事前対策

原子力災害が発生したときの体制等整備しておく対策を示す。

(3) 第3編 緊急事態応急対策

原災法第10条に基づく特定事象発生時の対応及び原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策を示す。

(4) 第4編 原子力災害中長期対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策を示す。

(5) 第5編 複合災害対策

原子力災害と自然災害が同時期に発生し、そのいずれもが災害対策本部設置基

第1編 総則

準に該当した場合を想定し、災害対応が可能な安全施設を確保し、災害応急に対する対策を示す。

4 県地域防災計画との関係

平戸市が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するにあたっては、この計画を基本とするものとし、県の地域防災計画に抵触することのないようにする。

5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、国の防災基本計画及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）並びに市の体制、組織の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更する。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し、周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては、市民への周知を図るものとする。

また、防災関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

平戸市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとする。

第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安をふまえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、以下のとおり定める。

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（対象地域・地区）	
地 域	地 区
田助小学校区 及び中の原	中の原、幸の浦、 <u>田の浦</u> 、 <u>曲り</u> 、 <u>潮の浦</u> 、 <u>神崎</u> 、田助在、油水、田助浦
度島	度島三免、 <u>度島浦</u> 、度島中部
大島	東神浦、西神浦、前平、西宇戸、大根坂、 <u>的山浦</u> 、 <u>的山在</u>
田平	日の浦、野田、永久保、大崎、釜田、大久保、山内、平戸口、永田、坊田、小手田、米の内、東荻田、西荻田、南荻田、 <u>下寺</u> 、 <u>生向</u> 、 <u>外且</u> 、 <u>以善</u> 、 <u>万場</u> 、田代、古梶、 <u>深月</u> 、下里、上里、岳崎、福崎、小崎、上亀、下亀

※上記の地区で下線部表示の地区は、玄海原子力発電所から 30 km 圏外であっても地理的な特性に鑑み、避難に配慮する地域とする。

なお、玄海原子力発電所第 1 号機及び 2 号機は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 33 の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設として平成 30 年 2 月及び令和 2 年 12 月の冷却告示において定められている。この告示により、1 号機及び 2 号機における原子力災害対策重点区域は発電所からおおむね 5 km の円内が U P Z となり、3 号機及び 4 号機における P A Z となり、3 号機及び 4 号機における P A Z と同一の範囲となる。

上記の地区においては、原子力緊急事態となった際には、緊急時活動レベル（以下「E A L : Emergency Action Level」という。）に基づく予防的防護措置として、原則として屋内退避を実施する。

また、上記の地区においては、放射性物質が環境へ放出された場合に、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準として原子力災害対策指針において定める運用上の介入レベル（以下「O I L : Operational Intervention Level」という。）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

なお、上記の地区以外においても、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が環境へ放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。その後、緊急時モニタリングによる測定結果を O I L と照らし合わせ、必要に応じて防護措置を実施する。

緊急時活動レベル区分表（「EAL：Emergency Action Level」）

区分	対象事象等	概要	状況等
情報収集事態	情報収集事態（原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある）情報が通報された場合	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれはないが、異常事象の発生又はおそれがあるため、国、県、関係市町等との情報伝達体制の確立を図る。	自然災害の例 ○原子力事業所所在市町村において震度5弱、震度5強の地震が発生した場合
警戒事態	警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者（避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。）の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階	○原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ○原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合 ○その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代理が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 ○新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。
施設敷地緊急事態	特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階	○原子炉冷却材の漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 ○非常用交流高圧母線の30分以上喪失 ○残留熱を除去する全ての機能の喪失 等
全面緊急事態	原子力緊急事態（原災法第2条第2号に規定する原子力緊急事態）が発生した段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階	○非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 ○全ての原子炉停止操作の失敗 ○敷地境界の空間放射線量率が5 μ Sv/h（10分以上継続） 等

第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、平戸市地域防災計画（基本計画編）第1編第3節に定める「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

1 市

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
平戸市	(1) 原子力防災体制の整備 (2) 通信施設及び通信連絡体制の整備 (3) 環境放射線モニタリング施設及び体制の整備の支援 (4) 環境条件の把握 (5) 原子力防災に関する知識の普及と啓発 (6) 教育及び訓練の実施 (7) 事故発生時における国、県等との連絡調整 (8) 応急対策活動に要する資機材等の整備 (9) 災害状況の把握及び伝達 (10) 緊急時環境放射線モニタリングの協力 (11) 住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立ち入り制限 (12) 緊急医療本部の設置及び運営の協力 (13) 被ばく者の診断及び措置の実施 (14) 住民等への飲料水及び飲食物の摂取制限 (15) 住民等への汚染農水産物等の出荷制限等 (16) 災害復旧 (17) 各種制限措置の解除 (18) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備 (19) 相談窓口の設置 (20) 放射性物質による汚染の除去 (21) 放射性物質の付着した廃棄物の処理 (22) その他災害対策に必要な措置

2 消 防

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
平戸市消防本部	(1) 原子力防災に関する知識の普及と啓発 (2) 教育及び訓練の実施 (3) 住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立ち入り制限 (4) 住民等の退避及び避難誘導並びに人命の救助

3 県

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
長崎県	(1) 原子力防災体制の整備 (2) 通信施設及び通信連絡体制の整備 (3) 環境放射線モニタリング施設及び体制の整備 (4) 環境条件の把握

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 原子力防災に関する知識の普及と啓発 (6) 教育及び訓練の実施 (7) 事故発生時における国、市等との連絡調整 (8) 応急対策活動に要する資機材等の整備 (9) 災害状況の把握及び伝達 (10) 緊急時の環境放射線モニタリング (11) 市長に対する住民等の退避及び避難並びに立入制限の指示及び助言 (12) 被ばく者の診断及び措置への協力 (13) 市長に対する住民等への飲料水及び飲食物の摂取制限の指示等 (14) 市長に対する住民等への汚染農水産物等の出荷制限の指示等 (15) 災害復旧 (16) 市長に対する各種制限措置の解除の指示 (17) 相談窓口の設置 (18) 国等から派遣される専門家等の受入れ及び調整 (19) 行政機関、学校等の退避 (20) 放射性物質による汚染の除去 (21) 放射性物質が付着した廃棄物の処理 (22) 風評被害等の影響の軽減 (23) 文教対策 (24) 緊急医療本部の設置及び運営 (25) 自衛隊への災害派遣要請 (26) 他の都道府県との相互応援 (27) 災害時の交通及び輸送の確保 (28) 要配慮者対策 (29) その他災害対策に必要な措置
--	---

4 警察

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
平戸警察署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 住民等の退避及び避難誘導 (2) 危険箇所及び立入禁止地区並びにその周辺の警戒、警備 (3) 避難路及び緊急交通路の確保 (4) 犯罪の予防等社会秩序の維持 (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保 (6) 被災者の救出及び負傷者等の救護 (7) 警察災害派遣隊に関すること (8) その他災害警備に必要な措置

5 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整 (2) 広域的な交通規制の指導調整 (3) 災害に関する情報収集及び連絡調整

福岡財務支局 長崎財務事務所	(1) 災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整
九州農政局	(1) 災害時における農畜水産物への影響に係る情報収集等に関すること (2) 災害時における応急用食料の確保等に関すること (3) 被災地周辺の農畜産物等の移動規制に関すること (4) 農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等の指導 (5) 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての消費者相談
九州森林管理局 長崎森林管理署	(1) 国有林野・国有林産物の汚染対策
九州経済産業局	(1) 災害に関する情報収集及び被災商工業者等に係る支援に関すること
九州運輸局 (長崎運輸支局、 佐世保海事事務所)	(1) 陸上及び海上輸送機関その他係機関との連絡調整 (2) 自動車運送事業者に対する協力要請等 (3) 船舶運航運送者に対する協力要請等 (4) 運送の安全確保に関する指導等
九州運輸局 長崎運輸支局 佐世保海事事務所	(1) 海上輸送機関その他関係機関との連絡調整 (2) 海上における緊急輸送用船舶の斡旋及び確保
大阪航空局 長崎空港事務所	(1) 航空機による輸送の安全確保に必要な措置 (2) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
福岡管区気象台 (長崎海洋気象台)	(1) 災害発生時における気象情報の発表及び伝達 (2) 災害発生時及びその後の防災機関の応急復旧活動時等における対象地域周辺の気象予報、防災上の留意事項等を記載した支援資料の提供 (3) 緊急モニタリング本部への支援
第七管区 海上保安本部	(1) 災害時における船舶の退避、航行制限等の措置 (2) 救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援 (3) 海上における救急及び救助活動の実施 (4) 緊急時における海上環境モニタリングの支援
九州厚生局	(1) 関係職員の現地派遣等 (2) 関係機関との連絡調整に関すること
九州総合通信局	(1) 災害時における電気通信の確保及び非常通信の統制管理に関すること
長崎労働局	(1) 労働者の被ばく管理の監督指導 (2) 労働災害調査及び労働者の労災補償

第1編 総則

九州地方整備局 長崎河川国道事務所	(1) 国管理の国道、一級河川の管理及び調整 (2) 交通規制及び輸送路の確保
----------------------	--

6 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第16普通科連隊	(1) 災害時における陸上輸送支援及び空中輸送支援 (2) 緊急時陸上及び空中モニタリングの支援 (3) その他災害応急対策の支援
海上自衛隊 佐世保地方総監部	(1) 災害時における海上輸送支援 (2) 緊急時海上モニタリングの支援 (3) その他災害応急対策の支援
航空自衛隊 西部航空方面隊	(1) 災害時における航空輸送支援 (2) その他災害応急対策の支援

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本電信電話 (株)長崎支店	(1) 災害時における通信の確保
日本銀行 長崎支店	(1) 通貨の円滑な供給確保 (2) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等
日本赤十字社 長崎県支部	(1) 災害時における医療救護等の実施
一般社団法人 平戸市医師会	(1) 災害時における医療救護等の実施
(社)長崎県 バス協会	(1) 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
(社)長崎県 トラック協会	(1) 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
九州旅客船協会連 合会、佐世保旅客 船協会	(1) 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
報道機関等	(1) 災害情報の伝達 (2) 原子力防災知識の普及
(株)エヌ・ティ・ ティ・ドコモ 長崎支店	(1) 災害時における通信の確保
KDDI(株)	(1) 災害時における通信の確保

ソフトバンク モバイル(株)	(1) 災害時における通信の確保
西日本高速道路(株) 九州支社 長崎高速道路事務所	(1) 高速自動車道路の維持、管理、修繕、改良及び災害復旧
九州旅客鉄道(株)	(1) 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力
日本貨物鉄道(株)	(1) 鉄道施設等の防災管理及び被災時の復旧 (2) 災害対策に必要な物資、人員の緊急輸送の協力
日本郵便(株) 平戸郵便局	(1) 災害時における郵政業務の確保 (2) 災害時における郵政業務に係る災害特別事務取扱及び援 護対策
公益財団法人 長崎県看護協会	(1) 災害時における看護、保健指導、支援
社団法人 北松歯科医師会	(1) 災害時における医療救護活動への協力
社団法人 長崎県薬剤師会	(1) 災害時における医療救護活動への協力
社会福祉法人 平戸市 社会福祉協議会	(1) 市が行う被災者状況調査への協力
九州電力(株) (原子力事業者)	(1) 原子力発電所の防災体制の整備 (2) 原子力発電所の災害予防 (3) 災害状況等の把握及び防災関係機関への情報提供 (4) 防災教育及び訓練の実施 (5) 原子力災害時における通報連絡体制の整備 (6) 環境放射線モニタリング設備及び機器類の整備 (7) 応急対策活動に要する資機材等の整備 (8) 原子力防災に関する知識の普及と啓発 (9) 緊急時における災害応急対策活動体制の整備 (10) 原子力発電所の施設内の応急対策 (11) 原子力災害医療の実施のための協力 (12) 環境放射線モニタリングの実施 (13) 県、避難対象市及び防災関係機関が実施する防災対策へ の協力 (14) 相談窓口の設置 (15) 災害復旧 (16) 事故発生時における国、県、市等への通報連絡 (17) 災害状況等の把握及び防災関係機関への情報提供 (18) 緊急時医療措置の実施のための協力 (19) 避難退域時検査への協力

第1編 総則

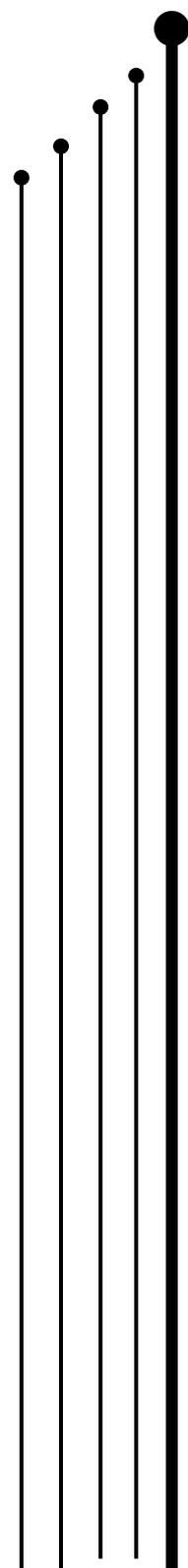
松浦鉄道(株) 西肥自動車(株) 大川陸運(株) 生月自動車(有) 大島村産業(有) 竹山運輸(有) 北松通運(株) 平戸市	(1) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策
---	---

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
農業協同組合 農業共済組合 森林組合 漁業協同組合	(1) 市が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力
商工会議所 商工会	(1) 市が行う被害状況調査、災害応急対策等への協力・連携に関すること
病院等医療施設の 管理者	(1) 災害時における施設入所者の安全確保
社会福祉施設 の管理者	(1) 災害時における施設入所者の安全確保
私立学校等 の設置者等	(1) 災害時における幼児、児童及び生徒の安全確保 (2) 災害時における文教対策の実施に関すること

第 2 編

原子力災害事前対策



第1節 基本方針

本編は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備並びに原子力災害発生時の事前対策を中心に定める。

第2節 原子力防災専門官等との連携

市は、平戸市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策拠点等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）の防災拠点としての活用、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携等を含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官等と密接な連携を図り実施する。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- (1) 市は、平時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。
また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理、輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。
- (2) 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急、復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量及び供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。
- (3) 市は、避難場所、避難施設、備蓄等防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

第4節 情報の収集及び連絡体制等の整備

市は、国、県、原子力事業者その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

1 情報の収集及び連絡体制の整備

(1) 市と防災関係機関相互の連絡体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集及び連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集及び連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

ア 事業者からの連絡を受信する窓口（夜間、休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した代替となる手段や連絡先を含む。）

イ 防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先

ウ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位付き）、を含む。）

第2編 原子力災害事前対策

エ 関係機関への指示連絡先（夜間、休日等の勤務時間外の対応、通信障害時等も考慮した代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、必要に応じヘリコプター、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

(3) 情報の収集及び連絡に当たる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集及び連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集及び連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

(4) 非常通信連絡会との連携

市は、非常通信連絡会と連携し、非常通信体制の整備、有線及び無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

(5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部において的確な意見聴取、連絡調整を図るため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成及び確保並びに専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材育成及び確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努める。

(2) 原子力防災関連情報の収集及び蓄積と利用の促進

市は、平時より原子力防災関連情報の収集及び蓄積に努める。

また、市はそれらの情報について、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化についてその推進に努める。

(3) 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県及び原子力事業者と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力施設（事業所）に関する資料、社会環境に関する資料、緊急時モニタリング等に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、オフサイトセンターに適切に備え付け、これらを確実に管理する。

また、市は、社会環境に関する資料等を災害対策本部設置予定施設に適切に備え付ける。

ア 原子力施設（事業所）に関する資料

イ 社会環境に関する資料

ウ 平時のモニタリング等に関する資料

エ 防災資機材等に関する資料

オ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

カ 避難に関する資料

3 通信手段及び経路の多様化

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。

また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前に調整する。

(1) 専用回線網の整備

ア 市と県との間の専用回線網の整備

市は、県との間の通信体制を充実かつ強化するため、専用回線網の整備及び維持に努める。

イ オフサイトセンターとの間の専用回線網の整備

市は、県と連携し、オフサイトセンターと県との間の通信連絡のための専用回線網の整備及び維持に努める。

(2) 市防災行政無線の整備

市は、住民等への的確な情報伝達を図るため、市防災行政無線の整備を推進する。

(3) 災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有線及び無線系、地上系、衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

ア 県防災行政無線の二重ルート化

市は、県と連携し、県の防災行政無線について、地上系と衛星系の二重ルート化を図る。

イ 災害時優先電話等の活用

市は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法について習熟しておく。

なお、IP電話等を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

ウ 非常通信連絡会との連携

市は、非常通信連絡会と連携し、非常通信体制の整備、有線及び無線通信システムの一体的運用並びに応急対策等緊急時の重要通信の確保対策を推進する。

エ 移動通信系

市、県その他防災関係機関は、それぞれの機関において、携帯電話、衛星携帯電話、自動車電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察電話、アマチュア無線等による移動通信系の活用が円滑に図られるよう努める。

(4) 電気通信事業者が提供する緊急速報メールの活用促進

市及び県は、電気通信事業者が提供するエリアメール等、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害及び避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールサービスの活用促進を図る。

(5) 災害用伝言サービスの活用促進

市及び県は、一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、電気通信事業者が提供する、被災地内の家族、親戚、知人等の安否を確認できる情報通信手段である、「災害用伝言サービス」の活用促進を図る。

第2編 原子力災害事前対策

(6) 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備(補充用燃料を含む。)し、専門的な知見及び技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置を図る。

第5節 災害応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備する。

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

市は、情報収集事態及び警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集及び連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど職員の参集体制の整備を図る。

また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアルの作成等必要な体制を整備する。

(2) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

市は、特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を行えるよう、原子力災害現地対策本部への参画等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備する。

なお、施設敷地緊急事態の発生により、オフサイトセンターに設置される原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部(以下「事故現地対策本部」という。)への職員の派出について、原子力防災専門官等と協議してあらかじめ指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手続き等を定めておく。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国がオフサイトセンターに事故現地対策本部を設置し、現地事故対策連絡会議を開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておく。

2 災害対策本部体制等の整備

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速かつ的確に設置及び運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織及び所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。

また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行う。

なお、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておく。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。

3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

市は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、オフサイトセンターにおいて、国、県、関係周辺の県とともに原子力災害合同対策協議会を組織するための体制を整備しておく。

同協議会は、国の現地災害対策本部、県及び市のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全基盤機構、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておく。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難、屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、県、関係周辺の県及び市町村、関係機関、原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、市はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておく。

4 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県、関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておく。

5 防災関係機関相互の連携体制

市は、平時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者その他関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め相互の連携体制の強化に努める。

6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について、県内外の近隣市町村及び県内全市町による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口及び連絡の方法の整備に努める。

7 自衛隊との連携体制

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求する。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平時からその想定を行っておく。

8 緊急被ばく医療に係る医療チーム派遣要請体制

市は、緊急時の医療体制の充実を図るため、国立研究開発法人量科学技術研究開発機構及び県内関係機関からなる緊急被ばく医療に係る医療チーム派遣の要請手続きについてあらかじめ定め、県災害対策本部の指揮のもと、避難退域時検査（「国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査。」をいう。以下同じ。）等の支援を受けるとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておく。

9 広域的な応援協力体制の拡充及び強化

第2編 原子力災害事前対策

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町間の応援協定締結の促進を図り、応援先及び受援先の指定、応援及び受援に関する連絡並びに要請の手順、災害対策本部との役割分担及び連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合、配置体制や資機材等の集積及び輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。

また、市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

10 モニタリング体制等

市は、県の実施する緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）への要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。

(1) モニタリング要員の確保

市は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員、その役割等をあらかじめ定めておく。

(2) 関係機関との協力体制の整備

市は、国、県、原子力事業者その他モニタリング関係機関と緊急時モニタリングに関し、平時より緊密な連携を図る。

11 専門家の派遣要請手続き

市は、原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、必要に応じ国に対し、事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておく。

12 複合災害に備えた体制の整備

市は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

また、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員及び資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

13 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図る。

第6節 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の作成

市は、国、県、受入市町及びその他防災関係機関の協力のもと、玄海原子力発電所から 30 k m 圏内の市民を対象とした屋内退避及び避難に係る避難計画を作成する。避難計画の基本的考え方は以下のとおりである。

ア 玄海原子力発電所から 30 k m 圏内の住民が最終的には 30 k m 圏外への避難が可能となるよう 30 k m 圏外に避難場所を確保する広域の避難計画とする。

イ 避難が必要な区域（以下「避難対象区域」という。）は、事故の状況に応じ、国、県及び市が設定する。

ウ 避難先は、地域コミュニティの維持に配慮し、同一地区の住民が同一地域内への避難できるように努める。

避難は市の区域を超えて行う必要があるため、避難先の選定については、県が必要な調整を行う。

エ 市は、放射性物質が放出される前に避難行動が開始され、完了されるよう努めるものとし、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者及び一時滞在者に十分に配慮する。

オ 市への観光客等も避難の対象とし、30 k m 圏外までは地域住民と同様に避難し、30 k m 圏外の適切な場所からは各人の判断で帰宅等を行う。

カ 避難にあたっては、住民が日常服用している医薬品を携帯するよう平常時から周知しておく。

また、緊急に避難して住民が日常服用している医薬品を携帯できていない場合や長期の避難となる場合に備え、関係機関と協力して医薬品や医療用資機材を供給する体制をあらかじめ整えるよう努める。

2 避難計画における避難先

避難計画における避難先は、以下のとおりである。

地域名	避難先
	避難受入施設名
田助小学校区及び中の原	平戸中学校（校舎） 平戸中学校（体育館）
度島	平戸文化センター
大島	県立猶興館高等学校（体育館）
田平	佐世保市立相浦小学校
	佐世保市立日野小学校
	佐世保市立相浦西小学校
	佐世保市立相浦西小学校大崎分校
	佐世保市立赤崎小学校
	佐世保市立船越小学校
	佐世保市立金比良小学校
	佐世保市立光海中学校
	佐世保市立相浦中学校
	佐世保市立日野中学校
	佐世保市立愛宕中学校
	佐世保市立旧野崎中学校
	長崎県立大学佐世保校
	県立佐世保特別支援学校
	佐世保市愛宕地区コミュニティセンター
佐世保市九十九地区コミュニティセンター	

	佐世保市西地区コミュニティセンター
	佐世保市相浦地区コミュニティセンター
	総合グラウンド体育館

3 避難計画における避難経路及び手段等

避難計画では、避難計画策定対象地区の地形的特性を踏まえて、以下のような避難経路及び手段により避難を行う。

(1) 本土地域

ア 可能な限り避難計画に定められた避難経路（幹線道路等）を参考として、指定された避難所へ避難する。

市は、避難経路について、住民に対して事前に十分な周知を行う。

イ 避難は、原則自家用車両を利用するものとし、自家用車両により避難が困難な住民については、近所の方との乗り合い又は、集合場所に参集し避難対象市等が準備する車両にて避難する。

また、松浦鉄道を利用した避難所等への避難も考慮する。

避難所における駐車スペースは、避難所に併設する運動場等の駐車スペースを利用することとし、不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用する。

ウ イで避難手段が不足する場合には、市が県を經由して一般社団法人長崎県バス協会等に要請し、手配した車両にて避難を行う。さらに、避難に関して必要があると認める場合は、自衛隊へ災害派遣要請を行う。

(2) 本土との間に架橋されている離島

ア 橋が利用できる場合

上記(1)を基本に避難することとするが、避難経路上で生じる渋滞の影響を緩和するため、船舶を利用した避難も考慮する。

イ 橋が避難対象区域となり通行できない場合

(ア) 自家用車両等により、最寄りの港に移動し、定期船、自家用の渡船、海上タクシー、プレジャーボート、遊漁船、漁船等（以下「定期船等」という。）を用い、本土の最寄りの港まで移動し、その後、避難対象市等が準備した車両、船舶等により避難を行う。

(イ) 定期船等による避難が困難な住民については、県が海上保安部に要請し避難を行う。さらに、避難に関して必要があると認める場合は、自衛隊へ災害派遣要請を行う。

(3) 離島

ア 離島からの避難については、定期船等を用いるものとし、まずは最寄りの港まで移動し、その後、市が準備した車両、船舶等により避難を行う。

イ 定期船等による避難が困難な住民については、県が海上保安部に要請し避難を行う。さらに、避難に関して必要があると認める場合は、自衛隊へ災害派遣要請を行う。

4 避難所等の整備

(1) 避難所の整備

ア 避難所の指定

市は、学校、公民館等の公共的施設を対象に、その管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定する。

市の区域を超えて避難を行う必要がある場合は、避難先の選定については、県が必要な調整等協力を行う。

イ 避難所の整備

- (ア) 避難所、避難場所及びその周辺の安全性を点検し、必要な整備に努める。
- (イ) 避難の長期化に対応して居室及び就寝スペースのほか、避難生活、避難所運営、救援活動等のための共有スペースの確保を想定した計画に努める。
- (ウ) 避難計画策定対象地域以外の市の施設を避難所として指定する場合は、施設の耐震化等安全性の確保を受入れ側市町に要請するとともに、避難が長期にわたる場合の避難所としての利用について受入れ側市町とあらかじめ調整しておく。

また、県は、調整にあたっての助言その他の支援を行う。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材及び車両等の整備

市は、県と連携し、住民等の避難誘導、移送に必要な資機材及び車両等を整備するよう努める。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

市は、県と連携し、コンクリート屋内退避体制の整備についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努める。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定等

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難、受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(5) 応急仮設住宅等の整備

市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達及び供給体制を整備しておく。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

(7) 避難所における設備等の整備

市は、県と連携し、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設及び設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

(8) 物資の備蓄に係る整備

市は、県と連携し、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等に努める。

5 要配慮者等の避難誘導、移送体制等の整備

- (1) 市は、県の協力のもと、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組む。

第2編 原子力災害事前対策

ア 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平時より、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努める。

イ 要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備する。

ウ 避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に一層努める。

(2) 市は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者の避難誘導を行う。

また、平常時から安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送及び受入れ体制の整備を図る。

また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。

なお、市は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、避難行動要支援者避難支援計画等の整備に努める。

(3) 病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

(4) 社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図る。

6 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園、保育所、認定こども園等の施設と市及び施設間の連絡並びに連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

7 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

8 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておく。

9 避難所、避難方法等の周知

市は、避難所、避難方法及び屋内退避の方法について、日頃から住民への周知徹底に努める。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び原子力事業者

の協力のもと、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。

また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行う。

10 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

市は県の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援及びサービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用及び強化を図る。

11 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保する。

12 「地域原子力防災協議会」の設置等

内閣府は、原子力防災会議決定に基づき、原子力発電所の所在する地域ごとに、関係府省庁、地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置する。

国（内閣府、関係省庁）は、同協議会における要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等についての検討及び具体化を通じて、地方公共団体の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化の支援を行う。

原子力事業者は、同協議会における検討等を踏まえて必要な体制をあらかじめ整備する。

国（内閣府、関係省庁）、関係地方公共団体等は、地域の地域原子力防災協議会において、避難計画を含むその地域の緊急時における対応（以下本編において「緊急時対応」という。）が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認する。

内閣府は、原子力防災会議の了承を求めため、同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告する。

国（内閣府、関係省庁）、関係地方公共団体等は、地域原子力防災協議会において、確認した緊急時対応に基づき訓練を行い、訓練結果から反省点を抽出し、その反省点を踏まえて当該地域における緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ、継続的に地域の防災体制の充実を図る。

第7節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港及びヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力する。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整

備に努める。

第8節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努める。

2 救助・救急機能の強化

市は、県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

3 緊急被ばく医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図る。

4 防災業務関係者等の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 市は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者等の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。
- (2) 市は、応急対策を行う防災業務関係者等の安全確保のため、平時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

5 物資の調達、供給活動

- (1) 市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄、調達、輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

- (2) 市は、国及び県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。

第9節 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、P A Z 外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるように準備しておくとともに、日頃から安定ヨウ素剤の効果等について住民等への周知徹底に努める。

【緊急時における配布体制の整備】

(1) 備蓄場所

市は、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができ

るよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤を適切な場所に備蓄しておく。

(2) 住民への周知

市は、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための説明書等をあらかじめ準備しておく。

【副作用発生時の体制の整備】

市は、県と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努める。

第10節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

(1) 市は、国及び県と連携し、情報収集事態（原子力施設等立地市町村で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。）又は警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。

また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

(2) 市は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、市防災行政無線等の無線設備（戸別受信機を含む）、広報車両等の施設、装備の整備を図る。

(3) 市は、国及び県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。

(4) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらのものに対する情報伝達体制の整備に努める。

(5) 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第11節 行政機関の業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育、訓練、点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価、検証等を踏まえた改訂等を行う。

第12節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

- (1) 市は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。
 - ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
 - イ 原子力施設の概要に関すること。
 - ウ 原子力災害とその特性に関すること。
 - エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
 - オ 緊急時に、市、国及び県が講じる対策の内容に関すること。
 - カ コンクリート屋内退避所及び避難所に関すること。
 - キ 要配慮者への支援に関すること。
 - ク 緊急時にとるべき行動
 - ケ 避難所での運営管理、行動等に関すること。
- (2) 市は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。
- (3) 市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。
- (4) 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう住民等へ周知する。

第13節 緊急事態応急対策に従事する者等の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が緊急事態応急対策に従事する者等に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進するなど、人材育成に努める。

また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について緊急事態応急対策に従事する者等に対する研修を必要に応じ実施する。

なお、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ研修内容の充実に努める。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること。
- (2) 原子力施設の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) モニタリング実施方法及び機器操作に関すること。
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- (7) 緊急時に市、県及び国が講じる対策の内容
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (9) 放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること。
- (10) その他緊急時対応に関すること。

第14節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

(1) 市は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、

- ア 災害対策本部等の設置運営訓練
- イ オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- ウ 緊急時通信連絡訓練
- エ 緊急時モニタリング訓練
- オ 緊急時予測システム情報の活用訓練
- カ 緊急被ばく医療訓練
- キ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- ク 周辺住民避難訓練
- ケ 消防活動訓練・人命救助活動訓練

上記のアからケまでの防災活動の要素について、各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行う。

(2) 市は、原子力防災会議及び国（内閣府、原子力規制委員会）が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、当該市が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施する。

(2) 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び国（内閣府、原子力規制委員会）が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施する。

3 実践的な訓練の工夫と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会及び事業者の協力を受けて作成した大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、訓練参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行うブラインド方式の訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行う。

第15節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応す

第2編 原子力災害事前対策

る。

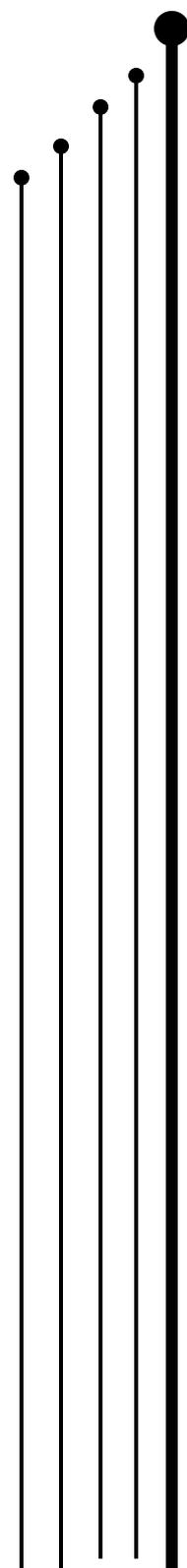
- (1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県防災企画課に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて消防職員の安全確保を図るとともに、原子力事業者等と協力して、消火、人命救助・救急等必要な措置を実施する。
- (2) 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。
- (3) 事故の通報を受けた海上保安部は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、原子力事業者等と協力して事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。
- (4) 県及び事故発生場所を管轄する市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。

第16節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国、県及び原子力事業者と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集、整備等を図る。

第 3 編

緊急事態応急対策



第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 特定事象発生情報等の連絡

(1) 警戒事態が発生した場合

ア 原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、原子力災害対策指針に定める警戒事態（原子力施設）に該当する事象の発生後又は発見の通報を受けた場合、直ちに県及び関係市等に文書をファクシミリで送付するとともに、その着信を確認する。

イ 原子力事業者の原子力防災管理者は、原災法第10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故、故障又はそれに準じる事故、故障が発生した場合は、警戒事象として、市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、関係機関等との連絡体制を確立することとされている。

ウ 原子力規制委員会及び内閣府は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び県に対し情報提供を行う。

また、原子力規制委員会及び内閣府は、P A Z（予防的防護措置を準備する区域：概ね5 km）を含む市町村に対し、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Z（緊急防護措置を準備する区域：概ね5 km～30 km）の区域を所轄する市町村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとされている。

エ 市は、原子力事業者及び国から通報又は連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するとともに、住民等への情報提供を行う。

(2) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生通報があった場合

ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生について通報を受け、又は自ら発見した場合、直ちに県をはじめ（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県の警察本部、消防署、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に同時に文書をF A Xで送付するとともに、その着信を確認する。

さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。

なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努める。

イ 事故対策本部は、当該事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について市をはじめ官邸（内閣官房）、県及び県警察本部に連絡するものとされている。

また、事故対策本部は、U P Zを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対して、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を協力要請する。

ウ 市は、原子力事業者及び国から通報及び連絡を受けた事項について、関係

第3編 緊急事態応急対策

する指定地方公共機関に連絡する。

エ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、市をはじめ国、県に連絡することとされている。

2 応急対策活動情報の連絡

(1) 警戒事象又は施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

ア 原子力事業者は、市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、県警察本部、所在市町村の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされている。

さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。

なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努める。

イ 市は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど相互の連絡を密にする。

ウ 市は、指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報並びに連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど連絡を密にする。

エ 市は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。

オ 市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にする。

(2) 全面緊急事態における応急対策活動情報、被害情報等の連絡

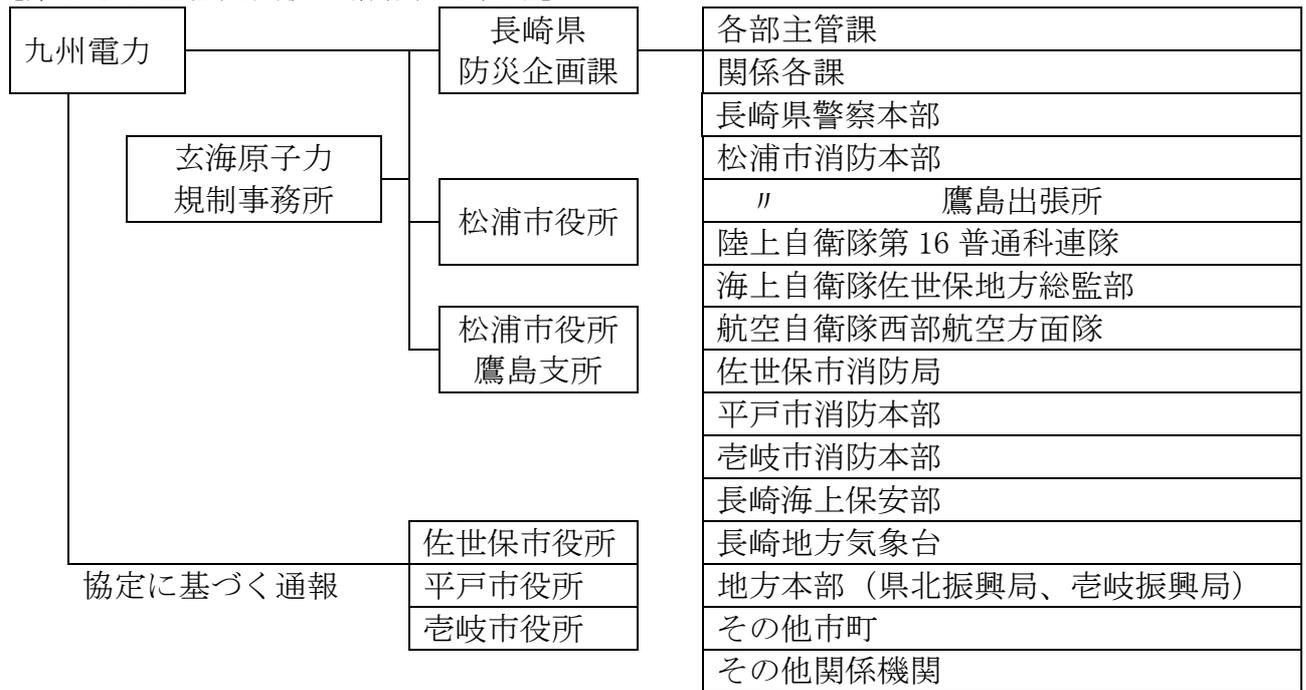
ア 原子力規制委員会及び内閣府は、原子力緊急事態が発生したと判断した場合は、直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。

市は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域にかかる県、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、対策拠点施設において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

イ 市は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。

ウ 原子力防災専門官は、対策拠点施設において、必要な情報の収集及び整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等との間の連絡、調整等を引き続き行うこととされている。

[緊急事態宣言発出後の情報伝達経路]



- 3 一般回線が使用できない場合の対処
地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線、防災行政無線等を活用し、情報収集及び連絡を行う。
- 4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動
市は、県が実施する緊急時モニタリングに職員を派遣するなどの協力を行う。
また、県やオフサイトセンターに派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

第3節 活動体制の確立

1 市の活動体制

(1) 災害警戒本部

ア 災害警戒本部の設置

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合又は特に必要と認めた場合、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置して、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等防災関係機関と緊密な連携を図りつつ警戒体制をとる。

なお、副市長が不在の場合は、総務部長が指揮をとる。

イ 情報の収集

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国及び県との連携を図りつつ、原子力事業者等から情報等を得るなど事故の状況の把握に努める。

ウ オフサイトセンターの設営準備への協力

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、必要に応じてオフサイトセンターの設営準備への協力を行う。

エ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

市は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点にて開催する場合には、あら

第3編 緊急事態応急対策

かじめ定めた職員をオフサイトセンターに派遣する。

オ 国、県等との情報の共有等

市は、派遣された職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国、県等との連絡、調整及び情報の共有を行う。

カ 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部の廃止は、概ね以下の基準による。

(ア) 災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了したとき又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(イ) 災害対策本部が設置されたとき。

キ 災害警戒本部の組織図

(ア) 本部

本部	部	部長	副部長	部員	備考
本部長	総務部	総務部長	総務課長	総務課職員 4名 人事課職員 2名	状況に応じて人員を増減するものとする。
	副市長	財務部	財務部長	企画課長 税務課職員 1名	
	市民生活部	市民生活部長	市民課長	市民課職員 1名 健康ほけん課職員 1名 会計課職員 1名	
	福祉部	福祉部長	福祉課長	福祉課職員 1名 長寿介護課職員 1名 こども未来課職員 1名 監査委員事務局職員 1名	
	文化観光商工部	文化観光商工部長	観光課長	観光課職員 1名 商工物産課職員 2名 文化交流課職員 1名	
	農林水産部	農林水産部長	農林整備課長	農林整備課職員 1名 農業振興課職員 1名 水産課職員 2名 農業委員会職員 1名	
	建設部	建設部長	建設課長	建設課職員 2名 都市計画課職員 2名	
	水道部	水道局長	水道局次長	水道局職員 1名	
	教育部	教育次長	教育総務課長	教育総務課職員 1名 学校教育課職員 1名 生涯学習課職員 1名	
	議会部	議会事務局長	議会事務局次長	議会事務局職員 1名	

(イ) 各支部

本部	部	部長	班長	部員	備考
支所長	地区対策部	地域振興課長	(参事兼) 市民協働班長	地域振興課職員 2名	ただし、状況に応じて人員を増減するものとする。
	教育部	公民館長	(参事兼) 係長		

ク 災害警戒本部の所掌事務

(ア) 本部

部	班	所 掌 事 務
総務部	総務班	(1) 災害警戒本部の設置及び運営に関すること。 (2) 災害状況の把握に関すること。 (3) 国、県、原子力防災専門官及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 災害警戒体制の総合調整に関すること。 (5) オフサイトセンターの設営準備に関すること。 (6) 報道関係との連絡及び相互協力に関すること。
	情報連絡・交通輸送班	(1) 災害情報の接受、収集及び各部係の連絡等に関すること。 (2) 交通に関すること。
	現地連絡班	(1) 災害対策本部との連絡調整に関すること。
財務部	企画財政班	(1) 災害対策に関する経理一般に関すること。
市民生活部	救護・衛生班	(1) 部内の連絡調整に関すること。 (2) 医療関係機関の状況把握に関すること。 (3) 生活環境衛生全般の状況把握に関すること。 (4) 災害時における上下水道の衛生維持に関すること。 (5) 県の緊急時モニタリングへの支援に関すること。
福祉部	厚生班	(1) 部内の連絡調整に関すること。 (2) 福祉関係施設の状況把握に関すること。
農林水産部	農林班	(1) 部内の連絡調整に関すること。 (2) 農産物の出荷状況等の把握に関すること。
	水産班	(1) 部内の連絡調整に関すること。 (2) 水産物の出荷状況等の把握に関すること。
文化観光商工部	商工班	(1) 部内の連絡調整に関すること。 (2) 商工関係機関の状況把握に関すること。
	観光班	(1) 部内の連絡調整に関すること。 (2) 観光客の状況把握に関すること。
建設部	建設班	(1) 部内の連絡調整に関すること。 (2) 道路状況の把握に関すること。
水道部	水道班	(1) 部内の連絡調整に関すること。 (2) 給水状況の把握に関すること。
教育部	教育班	(1) 教育委員会の連絡調整に関すること。 (2) 学校等の状況把握に関すること。
議会部	議会班	(1) 部内の連絡調整に関すること。 (2) 各議員との連絡調整に関すること。

第3編 緊急事態応急対策

(イ) 各支部

部	班	所 掌 事 務
地区対策部	地区対策班	(1) 災害警戒本部との連絡調整に関すること。 (2) 被害情報の収集及び状況の把握に関すること。 (3) 管内の関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 県の緊急時モニタリングへの支援に関すること。 (5) 管内の農産物の出荷状況等の把握に関すること。 (6) 水産物の出荷状況等の把握に関すること。 (7) 観光客の状況把握に関すること。 (8) 道路状況の把握に関すること。 (9) 給水状況の把握に関すること。
教育部	教育班	(1) 教育委員会の連絡調整に関すること。 (2) 学校等の状況把握に関すること。

(2) 災害対策本部

ア 災害対策本部の設置

市は、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合（第15条通報）又は市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に市長を本部長、副市長を副本部長とする災害対策本部を設置する。

市長が不在の場合は、副市長、総務部長の順に指揮をとり、指揮系統を確立する。

イ 緊急時モニタリング活動

市は、県が行う緊急時モニタリングの協力を行う。

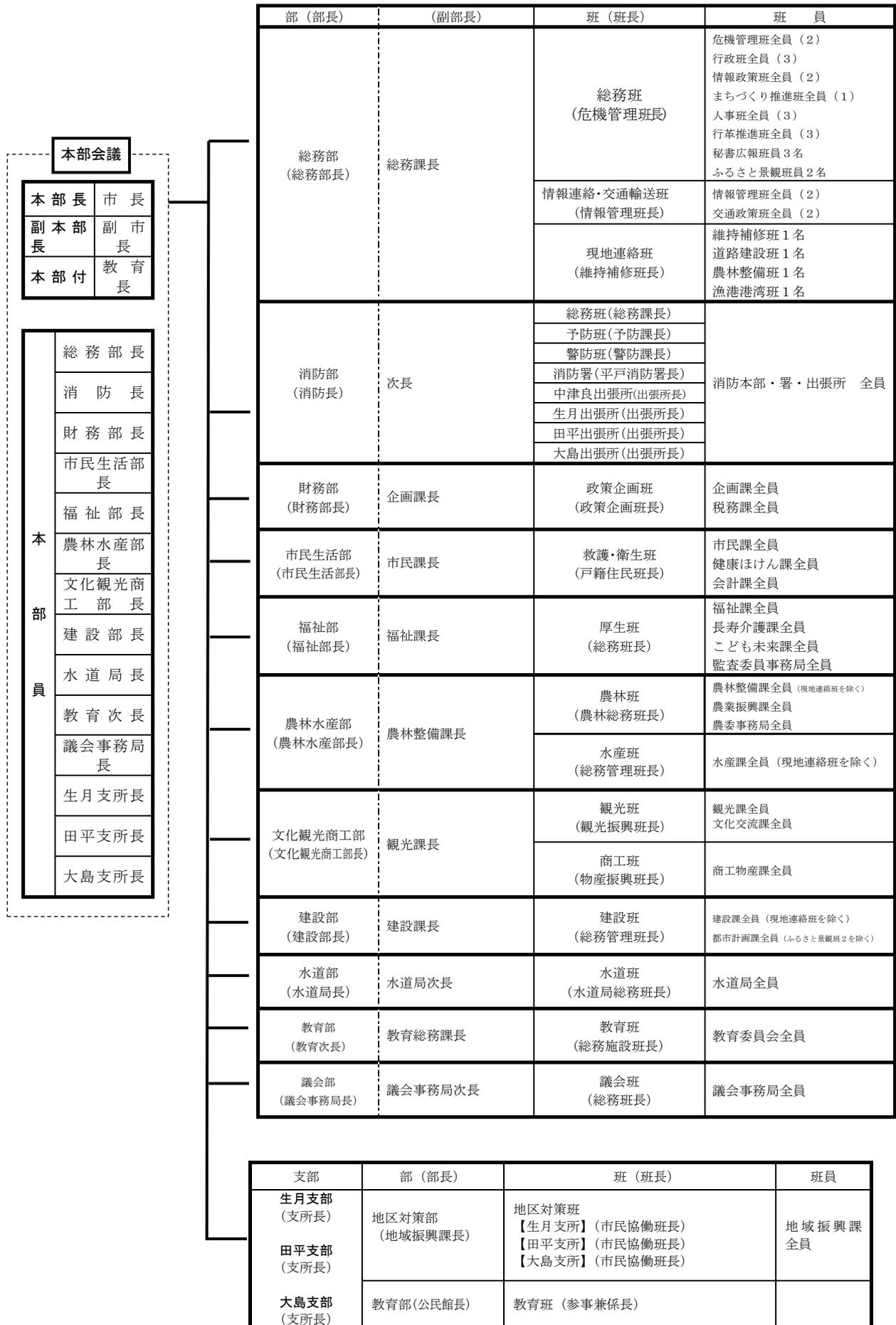
ウ 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は概ね以下の基準によるものとする。

(ア) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

(イ) 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了したとき又は対策の必要がなくなると認めたとき。

エ 災害対策本部の組織図



第3編 緊急事態応急対策

オ 災害対策本部の所掌事務

(ア) 本部

部	班	所 掌 事 務
総務部	総務班	(1) 災害対策本部の設置及び運営に関すること。 (2) 災害状況の把握に関すること。 (3) 原子力発電所との連絡調整に関すること。 (4) 県に対する報告及び連絡調整に関すること。 (5) 関係市町との連絡調整に関すること。 (6) 住民に対する屋内退避、退避の勧告及び誘導に関すること。 (7) 災害応急対策の総合調整に関すること。 (8) 自衛隊の派遣要請に関すること。 (9) 対策拠点施設への派遣要員に関すること。 (10) 職員の動員に関すること。 (11) 災害の記録に関すること。 (12) 災害関係の広報に関すること。 (13) 災害対策関係物品の調達に関すること。 (14) 災害対策用自動車の調達及び配車に関すること。 (15) 報道関係との連絡及び相互協力に関すること。
	情報連絡・交通輸送班	(1) 災害情報の接受、収集及び各部係の連絡等に関すること。 (2) 市民からの要望の処理、被災者相談に関すること。 (3) 交通に関すること。
	現地連絡班	(1) 災害箇所の現地調査に関すること。
消防部	総務班	(1) 総合連絡調整に関すること。 (2) 消防団との連絡調整に関すること。
	警防班	(1) 緊急避難措置に関すること。
	予防班	(1) 災害情報の連絡に関すること。
財務部	財政班	(1) 災害対策予算に関すること。 (2) 災害対策に関する経理一般に関すること。 (3) 普通財産の災害対策及び災害調査に関すること。 (4) 避難所の設置運営に関すること。
市民生活部	救護・衛生班	(1) 救護・衛生班関係の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 (2) 緊急時モニタリング等への協力に関すること。 (3) 放射性物質による汚染状況の調査に関すること。 (4) 防疫及び保健衛生に関すること。 (5) 飲料水及び食品の保健衛生に関すること。 (6) 汚染飲食物の規制に関すること。 (7) ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること。
福祉部	厚生班	(1) 厚生班関係の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。 (2) 災害救助法の適用に関すること。 (3) 避難所の設置運営に関すること。 (4) 生活必需品の供給に関すること。 (5) 義援金の受付及び配布に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> (6) 被災者の支援に関する事。 (7) 災害に対する諸支出に関する事。 (8) 被爆者の診断及び措置に関する事。 (9) 国等から派遣される専門家等の受け入れ及び調整に関する事。 (10) 税の減免に関する事。
農林水産部	農林班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農林班関係の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 (2) 農業協同組合等との連絡調整に関する事。 (3) 農産物及び農業施設の被害調査に関する事。 (4) 農産物、畜産物、林産物等の出荷制限等に関する事。 (5) 食料の供給に関する事。 (6) 農業者への災害融資の斡旋に関する事。
	水産班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水産班関係の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 (2) 漁業協同組合等との連絡調整に関する事。 (3) 漁船による緊急避難及び緊急輸送に関する事。 (4) 水産物及び水産施設の被害調査に関する事。 (5) 水産物の出荷制限等に関する事。 (6) 水産業者への災害融資の斡旋に関する事。
文化観光商工部	商工班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 商工班関係の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 (2) 商工業者への災害融資の斡旋に関する事。
	観光班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 観光班関係の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 (2) 観光客の避難誘導に関する事。
建設部	建設班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建設班関係の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 (2) 災害時における道路及び橋梁の使用に関する事。 (3) 応急仮設住宅の計画及び入居に関する事。
水道部	水道班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水道班関係の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 (2) 水源の取水停止の指示に関する事。 (3) 飲料水の摂取制限の指示に関する事。 (4) 飲料水及び生活用水の供給に関する事。
教育部	教育班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育班関係の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 (2) 児童生徒の避難対策に関する事。 (3) 被災児童生徒等への支援に関する事。 (4) 学校等に避難所を開設することの協力に関する事。 (5) 被災生徒等への教科書、図書等の支給に関する事。
議会部	議会班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 議会班関係の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事。 (2) 各議員との連絡調整に関する事。

第3編 緊急事態応急対策

(イ) 各支部

部	班	所 掌 事 務
地区対策部	地区対策班	(1) 災害対策本部との連絡調整に関すること。 (2) 管内の災害状況の把握に関すること。 (3) 管内の関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 県の緊急時モニタリングへの支援に関すること。 (5) 農林・水産・建設・水道班関係の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。
教育部	教育班	(1) 教育班関係の被害報告の取りまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること。

(ウ) 現地災害対策本部（オフサイトセンター）の所掌事務

部	所 掌 事 務
長崎県 現地災害対策本部	(1) 現地災害対策本部の設置及び運営に関すること。 (2) 県災害対策本部に対する報告及び連絡調整に関すること。 (3) 原子力合同対策協議会に関すること。 (4) 国に対する報告及び連絡調整に関すること。

(3) 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地対策本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行う。

2 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、あらかじめ定められた責任ある判断を行える者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。

3 専門家の派遣要請

市は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請する。

4 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、県及び他市町等に対し速やかに応援要請を行う。

また、市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請する。

(2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

また、市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認め

るときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

5 自衛隊の災害派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣を要請する。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し撤収を要請する。

6 原子力災害被災者生活支援チームとの連携

市は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

7 防災業務関係者等の安全確保

市は、原子力緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者等の安全確保を図る。

(1) 防災業務関係者等の安全確保方針

市は、防災業務関係者等が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮する。

(2) 防護対策

ア 市は、必要に応じその管轄する防災業務関係者等に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置に努めるものとする。

イ 市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

(3) 防災業務関係者等の放射線防護

ア 防災業務関係者等の被ばく管理について、国の原子力規制委員会が原子力災害対策指針で示した次の指標をもとに適切に行う。

(ア) 災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する緊急事態応急対策に従事する者等の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。

(イ) 防災業務関係者等のうち、事故現場において緊急作業を実施する者（例えば、当該原子力事業所の職員、国から派遣される専門家、警察及び消防関係者、自衛隊員、緊急医療関係者等）が災害の拡大の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とする。

また、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については、等価線量で300mSv、皮膚については、等価線量で1Sv、をあわせて上限として用いる。

なお、この緊急事態応急対策に従事する者等の放射線防護にかかる指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量はできる限り少なくするよう努める。特に女性については、胎児防護の観点から、適切な配慮を行うものとする。

第3編 緊急事態応急対策

- イ 市は、県と連携し、職員の被ばく管理を行う。
- ウ 市の放射線防護を担う班は、オフサイトセンター等において、必要に応じ県など関係機関に対し、除染等の医療措置を要請する。
- エ 市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者等の安全確保のための資機材を確保する。
- オ 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動

1 屋内退避、避難誘導等の実施

避難対象区域は国の指示により特定され、本県においては、原子力災害の事態の進展に応じて、県が市と調整を行ったうえで、避難対象区域を設定し、市において避難の指示等を行う。

また、離島部（本土との間に架橋されている離島を含む）については、国の指示及び地域の実情を踏まえ、市において避難の指示等を行う。

なお、市が避難の指示を行えない場合には、避難計画に基づき、原災法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第60条第5項に基づく避難の指示の代行を行う。

避難等の実施にあたっての留意点は、以下のとおり。

- ・ P A Z内については、E A Lに基づき、施設敷地緊急事態が発生した段階で施設敷地緊急事態要避難者の避難等を行うとともに、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した段階で、住民等の避難等を行う。
- ・ U P Z内については、E A Lに基づき、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した段階で屋内退避を行うとともに、O I Lに基づき、緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、避難等を行う。
- ・ U P Z外についても、原子力施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を行うとともに、O I Lに基づき、避難等を行う。
- ・ P A Z内や離島等において、避難が遅れた住民等や早期の避難が困難である住民等については、気密性を確保する等の放射線防護対策に配慮した施設等に一時的に屋内退避を行う。

ア 警戒事態発生時

市は、警戒事態発生時には、国の指示又は県と協議のうえで、必要に応じ、U P Z区域内の離島等における施設敷地緊急事態要避難者の避難の準備（避難先及び避難手段の確保等）を行う。

イ 施設敷地緊急事態発生時

市は、国の指示又は独自の判断により、必要に応じ、U P Z区域内の離島等における避難の準備を行うとともに、同地域の施設敷地緊急事態要避難者に対する避難指示等を行う。

また、U P Z区域内のその他の地域に対して、屋内退避の準備を行う。

さらに、U P Z内の避難行動要支援者に対して、施設の管理者等と協力し、避難の準備を行う。

ウ 全面緊急事態発生時

市は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合は、国若しくは県の指示又は独自の判断により、P A Z内の避

難と同様、UPZ内離島等における避難及びその他UPZ区域内における屋内退避を行うこととし、UPZ区域内の住民等にその旨を伝達する。

市は、UPZ区域外の住民等に対し、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、当該指示を受けた地域を含む市は、当該地域の住民等に対する屋内退避の指示又は避難指示等を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

エ O I Lに基づく避難等

緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示若しくは県の指示又は独自の判断に基づき、O I Lの基準値を超え、又は超えるおそれがあると認められる地域がある場合は、当該地域を含む市は、当該地域の住民等に対する屋内退避の指示又は避難指示等を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

オ その他

市長は、国から指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べる。

その他

住民避難の支援が必要な場合には、県、市は連携して国に要請する。

離島等において、避難が遅れた住民等や早期の避難が困難である住民等については、気密性を確保する等の放射線防護対策に配慮した施設等に一時的に屋内退避を行う。

屋内退避の指示を行った地域について、退避の期間が長期に及ぶ又はその恐れがある等必要と認めた場合、県は、国および市と調整のうえ、国の指示又は独自の判断に基づいて、当該地域を含む市に対して避難指示等を行うよう連絡又は指示を行うものとし、当該地域を含む市は国及び県と調整のうえ、国の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、当該地域の住民等に対して避難指示等を行う。

2 避難先の選定

避難先は、原則として、事後の避難対象区域の拡大に備え、いずれの場合でも避難計画における30km圏外の避難所とする。

3 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

(1) 避難の指示等

ア 避難指示等の内容の伝達

市は、緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等を行う。

また、市は、県、県警察、消防機関及びその他防災機関と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者の屋内退避、避難誘導その他防護活動を行う。

イ 避難対象市の避難の指示等の内容の伝達等

(ア) テレビ、ラジオ等のほか、防災行政無線、広報車、ホームページ（インターネット）、CATV、携帯電話の一斉同報メール等の多様な手段を利用

第3編 緊急事態応急対策

して避難の指示等の内容の住民等への広報に努める。

また、自治会、消防団、農協及び漁協等の関係機関、病院、福祉施設並びに観光施設へ電話・FAX等を利用して避難の指示等の内容を連絡する。

なお、テレビ、ラジオ等による情報収集に努めること及び落ち着いて行動することを併せて広報する。

(イ) 避難の指示、屋内退避等の指示を行う場合には、消防機関や警察署その他の防災関係機関にその指示内容を伝達するとともに協力を要請し、避難及び屋内退避区域の住民等に対し、避難及び屋内退避の措置を講じる。

ウ 市は、県、県警察、消防機関及びその他防災機関と連携し、住民等の避難誘導等にあたっては、避難場所の所在地、事故の概要その他の避難に資する情報の伝達に努める。

(2) 避難の実施

ア 避難経路

避難は、避難計画において定めた経路及び手段により行うものとするが、放射性物質が放出されている状況の場合には、県が当日の風向、風速等を考慮して、必要に応じてあらかじめ定めた経路とは異なる経路による避難を市に助言する。

イ 要配慮者及び避難行動要支援者への配慮

(ア) 市は、県、県警察、消防機関及びその他防災機関と連携し、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者に十分配慮する。

(イ) 在宅の避難行動要支援者について、市は、「災害時要援護者避難支援計画」に基づき、地元自治会、自主防災組織等の支援を受け避難を行う。

(ウ) 病院、福祉施設等における入院及び入所の避難行動要支援者については、各施設が策定する避難計画に基づき避難を行うとともに、搬送先の確保については、県外医療機関等を含めて県及び市で対応する。

ただし、避難が困難な場合には、防災関係機関等の支援を求め避難を行うものとする。

さらに、避難に関して必要があると認める場合は、自衛隊へ災害派遣要請を行う。

(3) 避難所の設置

ア 市は、避難所に職員を派遣し、受入市町の災害対策本部及び避難住民との連絡調整にあたる。

イ 市は、避難所開設の際には、受入市町の協力を得て、入口受付にて避難住民の避難状況を把握する。

ウ 市は、高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊婦等の要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努めるとともに、情報の提供、生活環境についても十分配慮する。

(4) 避難状況の確認

市は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認する。

(5) 生活環境への配慮

市は、避難所における生活環境が、男女双方の視点に配慮し、常に良好なものであるよう努める。

また、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

さらに、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッ

ト等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

(6) 体調管理

避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、市は厚生労働省及び県と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努める。

また、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するとともに、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(7) 避難長期化への配慮

市は、国、県及び関係機関と連携し、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

また、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

なお、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議のうえ建設する。

4 安定ヨウ素剤の服用

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、国及び県の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の服用が必要となった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払ったうえで、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じる。

なお、安定ヨウ素剤の配布・服用方法等の具体的な在り方に関する国の検討結果を踏まえた対応を行う。

5 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

商店街、観光施設等その他の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき避難させる。

[屋内退避及び避難等に関する指標]

予測線量 (単位: mSv)		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量	

第3編 緊急事態応急対策

10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、災害対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

注) 予測線量は、災害対策本部等において算定し、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示が行われる。

予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

[その他の指標]

基準となる数値	防護対策の内容
積算線量が1年間で 20mSv	住民は、国、県及び市町から指示される期間内に順次当該区域外へ避難のための立ち退きを行うこと。
校庭・園庭等の空間線量が1時間あたり 3.8 μ Sv	校庭、園庭等での屋外活動を制限すること。

注) 上記指標は、福島第一原子力発電所における原子力災害を踏まえ、当該原子力災害において設定された防護対策等の基準を参考とした指標である。

6 避難の指示の実効を上げるための措置

市は、避難指示等した区域について、必要に応じ警戒区域を設定して、当該区域への立ち入りを制限するなど、指示等の実効を上げるために必要な措置を講じる。

(1) 離島における避難誘導等

離島からの避難誘導にあたっては、できるだけ早期に避難を開始するよう努めるとともに、悪天候等により船舶による避難が困難な場合には、気密性を確保する等の放射線防護対策を行っている施設に一時的に屋内退避するなど、特別な配慮を行う。

放射線防護機能を付加した施設

- ①大島中学校屋内運動場
- ②度島小中学校屋内運動場

(2) 感染症の流行下での防護措置

避難対象地域及び受入市町は、感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いがある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮したうえ、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。

具体的には、住民が避難や一時移転等を行う場合には、その過程（一時集合場所、避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者（感染疑いを含む）とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

ただし、災害時には差し迫った危機から命の守ることが最優先であり、その避難に猶予がなく、身体・生命に危機が迫った場合は、感染症の流行下にあっても、躊躇なく避難を行うものとする。

7 飲食物、生活必需品等の供給

市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・配分を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

8 行政機能の移転

市は、その庁舎が避難対象区域に該当する場合は、庁舎機能を移転するものとし、その旨を避難対象区域外の住民にも周知する。

なお、機能の移転にあたっては、住民避難を優先したうえで実施する。

9 緊急時モニタリングの協力

市は、関係機関の協力を得て県が実施する緊急時モニタリングに協力する。

第5節 飲料水及び飲食物の摂取制限等

1 飲料水及び飲食物の摂取制限

市は、原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針の指標等を踏まえた国の指示・要請及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、下表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるように指示する。

[飲食物摂取制限に関する指標]

対 象	放射性セシウム
飲 料 水	200 B q / k g 以上
牛 乳	200 B q / k g 以上
一 般 食 品	500 B q / k g 以上
乳 児 用 食 品	50 B q / k g 以上

2 農林水産物の採取及び出荷制限等

市は、県の指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関、市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、捕獲の禁止、出荷制限、家畜の移動又は移動制限、肥料、土壌改良資材及び培土の使用、生産流通の自粛、飼料の使用流通の自粛等必要な措置を講じる。

市は、上記の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努める。

[肥料（堆肥、腐葉土等）・土壌改良資材・培土及び飼料（牧草、稲わら、麦わら等）の許容値に関する指標]

対 象	放射性セシウム
肥料・土壌改良資材・培土	400 B q / k g 以上
飼料（牛・馬）	100 B q / k g 以上
飼料（豚）	80 B q / k g 以上
飼料（家きん等）	160 B q / k g 以上
飼料（養殖魚用）	40 B q / k g 以上

(注) 粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量

3 飲料水の供給

市は、飲料水及び飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて市地域防災計画に基づいて住民への応急給水措置等を講じる。

第6節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県その他関係機関と調整のうえ緊急輸送を行う。

第1順位：人命救助、救助活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループメンバーの輸送

第2順位：避難者の輸送、災害状況の把握、進展予測のための専門家及び資機材の輸送

第3順位：緊急事態応急対策を実施するための要員及び資機材の輸送

第4順位：住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位：その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

(ア) 救助・救急活動及び医療救護活動に必要な人員及び資機材

(イ) 負傷者、避難者等

(ウ) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

(エ) その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

ア 緊急輸送活動の実施

市は、県その他防災機関と連携し、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

イ 関係機関への支援要請

市は、必要な輸送手段を確保できない場合、県及び関係機関に対して支援を要請する。

2 緊急輸送のための交通確保

市は、交通規制に当たる県警察と、原子力災害合同対策協議会において相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとる。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は、関係機関の協力を得て車両の移動等を行う。

第7節 救助・救急、消火及び医療活動

1 救助・救急及び消火活動

(1) 市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずる。

(2) 市は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業

者等に対し応援を要請する。

この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

- (3) 市は、市内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに広域消防応援、緊急消防援助隊の出動等を県に要請する。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

ア 救急、救助及び火災の状況並びに応援要請の理由、応援の必要期間

イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員

ウ 市への進入経路及び集結（待機）場所

2 医療活動等

- (1) 緊急医療本部の設置及び運営

市は、県の緊急時医療本部の設置及び運営が円滑に図られるよう協力する。

- (2) 緊急医療本部の組織及び業務

緊急医療本部に、関係行政機関、関係医療施設等の職員で構成する医療救護班、健康管理班を置き、必要な地区又は施設に派遣し、医療措置等を行う。

各班の掌握事務は次のとおり

- (ア) 医療救護班

被汚染者その他必要と認められる者の診断治療を行い、所要の措置を行う。診断の結果、入院治療を要する者がある場合、医療救護班の責任者は、直ちに医療機関への緊急輸送の措置を行う。

- (イ) 健康管理班

汚染検査、除染等を行う。

避難場所等における住民等の健康管理を行う。

- (3) 医療従事者の派遣要請等

市は、必要と認められる場合は、県を經由して国立病院、国立大学病院、県企業団病院をはじめ地域の基幹医療機関及び医師会、薬剤師会、看護協会、放射線技師会等に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。

3 汚染検査等の実施

放射性物質が放出されている状況下で、緊急避難を必要とする場合において相当程度の被ばくが想定される際には、県は、関係機関の協力を得て、救護所を設置（受入市町の公的施設に設置）し、避難住民等の登録と除染を講ずるための基準を超える避難住民等の把握を行う。

また、汚染の程度に応じて、脱衣や拭き取り等の簡易除染等の処置や医療機関への搬送の決定を行う。

さらに、避難住民等に対し、放射線被ばくによる健康影響について説明を行うとともに、住民からの健康相談に対応する。

なお、原子力事業所の全電源喪失等による緊急避難を必要とする場合においても上記に準じて対応する。

4 安定ヨウ素剤の服用指示

市は、国の原子力災害現地対策本部から、安定ヨウ素剤の服用の指導・助言があった場合は、住民の放射性ヨウ素による内部被ばくの予防のため、あらかじめ定められた配布計画に基づいて、安定ヨウ素剤を住民に配布し服用を指示する。

また、緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公

第3編 緊急事態応急対策

共団体が指示することとされている。

市は、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

市は、あらかじめ定める緊急配布方法により、住民等に対して、原則として、医師の関与の下で安定ヨウ素剤を配布し、県と連携してアレルギー等への対処体制を確保する。

ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替えの手続によって配布・服用指示を行う。

第8節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。

また、住民等からの問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

(1) 住民等への広報

市は、住民等へ危険回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達するため、防災行政無線、広報車及びホームページ（インターネット）等のあらゆる手段を用いて情報提供活動を実施する。

また、自治会、消防団、農協及び漁協等の関係団体、病院、福祉施設及び観光施設へ電話・FAX等を利用して事故の状況を連絡する。

(2) 実施方法

住民等への情報提供にあたっては、次のことに配慮する。

(ア) 情報提供にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備する。

(イ) 利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報する。

(ウ) 各防災関係機関は相互に連携し、情報の一元化を図る。

(3) 広報する情報の内容

ア 特定事象発生時

(ア) 事故の状況

(イ) 落ち着いて行動するよう呼びかけ

イ 緊急事態宣言発出までと緊急事態宣言発出時

(ア) アの情報

(イ) モニタリング情報

ウ 緊急事態宣言発出後

(ア) ア及びイの情報

(イ) 被害状況、避難等の状況及び医療情報

(4) 要配慮者への配慮等

市は、避難対象住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等対象地域等の住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、民心の安定及び高齢者、障害者、外国人、妊産婦その他のいわゆる要配慮者に配慮した伝達を行う。

(5) 広報内容の確認

市は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。

その際、その内容について県の原子力災害対策本部、原子力現地災害対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。

(6) 多様な情報伝達手段の活用

市は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

(7) 避難所等での情報提供

市は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、避難所にいる被災者は、情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(8) 市は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、SPEEDIによる放射能影響予測等）、農林畜水産物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難場所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、災害対応のフェーズや場所に応じて適切に提供する。

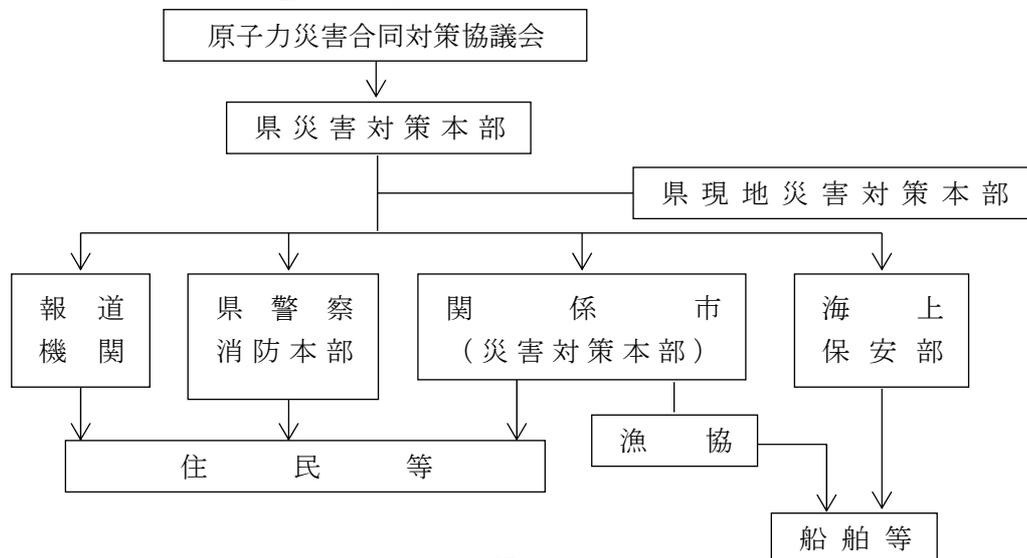
なお、その際、心のケア（メンタルヘルス）及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した伝達を行う。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、国、県及び関係機関と連携し、速やかに住民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。

また、市は被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報の回答に努める。

[住民等に対する指示伝達系統図]



第9節 自発的支援の受入れ

大規模な災害発生が報道されると、国内外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるため、市は、適切に対応する。

1 ボランティアの受入れ

- (1) 市、国、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。

また、ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

ア 市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表する。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。県は、必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分けや配送に十分配慮した方法とするよう努める。

(2) 義援金の受入れ

ア 義援金の使用については、市が県の協力のもと、十分協議のうえ、定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努める。

第10節 文教対策計画

学校等は、原子力災害における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

1 生徒等の安全確保措置

(1) 臨時休業等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行う。

(2) 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

(3) 屋外活動制限等の措置

学校等は、原子力災害の発生に伴い必要となった場合は、校庭、園庭等での屋外活動制限等の措置を講じる。

2 学校施設の応急復旧

(1) 被害状況の把握及び連絡

公立の学校等は、原子力災害発生後、県及び市に対し、学校施設の汚染状況

について調査を依頼する。

公立の学校等は、その調査結果を、市に対し連絡する。連絡を受けた市は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

私立の学校等も同様に、学校施設の汚染状況について調査する。その結果については、設置者等へ連絡するとともに、市及びその他必要な機関に対し連絡する。

(2) 応急復旧

市及び県は、公立の学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に、関係機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

私立の学校等の設置者等も同様に、必要に応じて、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

3 応急教育の実施

市及び学校の設置者等は、原子力災害により、学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合は、次により応急教育を実施する。

避難者を収容している場合においても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

(1) 応急教育の実施場所

第1順位：地域内の小中学校及び高等学校

第2順位：地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設

第3順位：地域外の学校、公民館等の公共施設

第4順位：応急仮校舎の建設

(2) 応急教育の方法

ア 生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。

イ 教職員を動員し、授業再開に努める。

ウ 応急教育の開始時期及び方法を生徒等及び保護者に周知徹底する。

エ 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。

オ 生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

(3) 教職員の確保

市及び学校の設置者等は、原子力災害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

(4) 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、市及び学校の設置者等と連携し、必要な措置を講じる。

設置者は、学校給食施設を避難者炊き出し用に利用したい旨の要請があった場合は、調整を円滑に行い、施設の提供に努める。

(5) 保健衛生の確保と生徒等の健康管理

学校は、市と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の管理、感染症の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災生徒等に対し健康相談を実施し、健康の状態の把握に努める。

4 避難所となる場合の対応

第3編 緊急事態応急対策

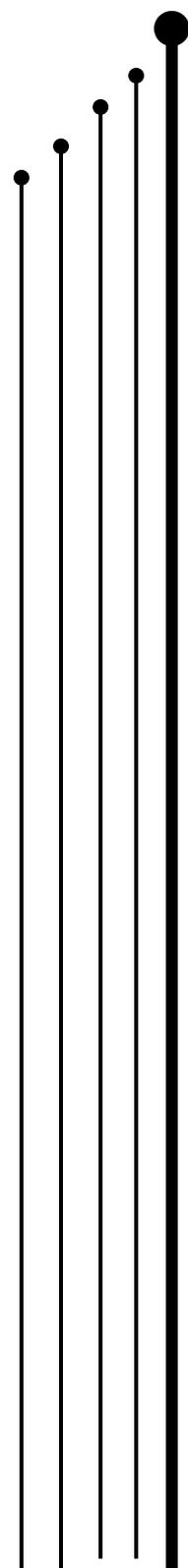
公立の学校等は、市から要請があった場合、学校施設の安全性を確認したうえで避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支援する。

収容場所の開設順序としては、[体育館 ⇒ 特別教室 ⇒ 普通教室]の順序で収容を行う。

避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市、市教育委員会及び県教育委員会へ報告する。

第 4 編

原子力災害中長期対策



第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 現地事故対策連絡会議への職員派遣

原災法第21条の規定に基づく国の原子力災害対策本部の廃止により、国の原子力災害現地対策本部が廃止された場合において、防災関係機関等の災害復旧対策の体制、役割分担の明確化、講ずべき災害復旧対策の内容の確認等を目的とし、国、県、避難対象市、原子力事業者及び国の専門家で構成する現地事故対策連絡会議がオフサイトセンターで開催される場合、市は職員を派遣する。

また、当該連絡会議に派遣された職員は、関連情報の集約、整理及び国が行う事務に協力する。

第3節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力災害被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第4節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

第5節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

市、県及びその他防災関係機関は、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染にあたっては、主に市における除染を対象として、国が策定した「除染関係ガイドライン（第2版）（平成25年5月環境省）」を参考とし、国や原子力事業者とも連携のうえ実施する。

第6節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行う。

第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

2 災害対策措置状況の記録

第4編 原子力災害中長期対策

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

第8節 被災者等の生活再建等の支援

(1) 生活再建の支援

市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

(2) 助成措置についての情報提供等

市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

(3) 災害復興基金の設立等

市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧、復興対策等をきめ細かに、機動的かつ弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的かつ弾力的推進の手法について検討する。

第9節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

第10節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、緊急資金繰り支援資金等により、設備復旧資金及び運転資金の貸付申請手続き相談窓口を設置する。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第11節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

第12節 放射性物質の付着した廃棄物の処理

市、国、県及びその他市町並びに原子力事業者は、連携して、原子力災害及び除染等に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物の処理を実施する。

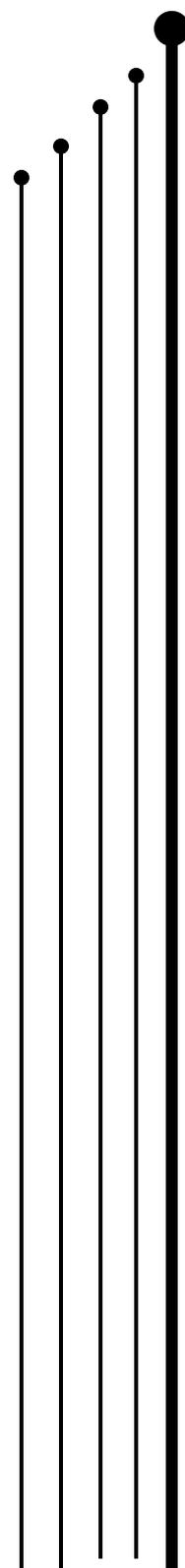
市は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物の処理について、収集、運搬、一時的な保管等、必要な協力を行うとともに、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等及び除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物等の適切な処理について、住民等へ周知徹底する。

放射性物質の付着した廃棄物の収集、運搬、保管に当たっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物の量、運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

市は、一時的な保管に必要な場所の確保に係る協力を行うとともに、国に対し、放射性物質の付着した廃棄物を一時的な保管場所から搬送して処理を行う施設を確保するよう要請する。

第 5 編

複合災害対策



第5編 複合災害対策

本編は、東日本大震災を踏まえ、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生し、個別の災害のいずれもが災害対策本部設置基準に該当した場合を想定したものである。

複合災害時にも、本計画各編に掲げる予防対策の実施を前提として、応急対策・復旧対策を実施していくこととなるが、対応すべき業務の増大に伴い要員の確保が課題となるほか、応急対策において、交通・輸送網・通信網の寸断、電気・ガス・水道等のライフラインの不通、災害拠点施設・避難施設・病院等の対応拠点の損壊、防災設備・機材の損壊、要避難者数の増加といった様々な障害や問題への対処が必要となるなど、より対応が困難となる状況が予想される。

これを踏まえ、本編においては特に、応急対策に当たるうえでの体制及び留意点を整理することを目的とする。

第1節 活動体制

1 組織体制等の整備

市は、地域防災計画やその他マニュアル等において、予め複合災害時における災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的な事項を定める。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することに配慮する。

さらに、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、県、指定公共機関及び原子力事業者と相互の連携を図る。

2 住民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、地震や津波と原子力災害の複合災害における情報伝達体制を整備するものとする。

第2節 住民への情報提供、相談体制

市は、自然災害により広報が伝わりにくくなることが想定される場合は、住民等の不安解消や混乱の防止のため、被災の状況等についてあらゆる媒体を活用して広報に努める。

第3節 避難等

市は、道路の寸断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保したうえで、あらかじめ定めた避難計画に関わらず、代替となる安全な避難経路や避難施設において避難等の防護対策を行う。

その際、市は、自然災害による家屋の倒壊、浸水等の危険性が想定される場合は、避難誘導その他の防護対策にあたり十分留意する。また、家屋の倒壊、浸水等により、屋内退避が実施できない場合は、屋内退避実施可能な近隣避難所へ退避する旨の情報伝達を行うものとする。

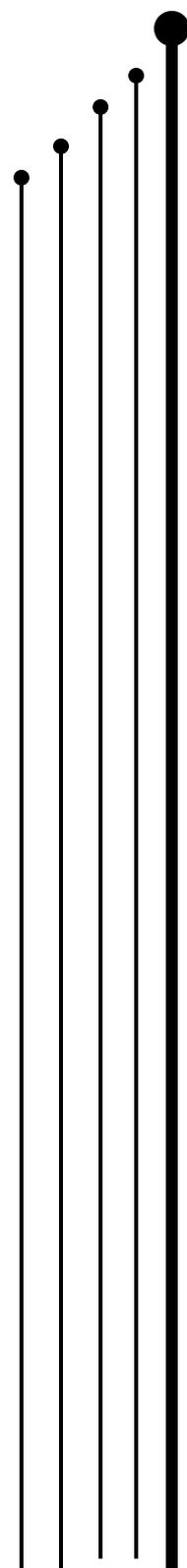
複合災害時には、単独災害の場合に比べ、防護対策に関する意思決定を、情報と人

的資源が不足した状況であっても遅滞なく行う必要があることから、予防的措置としての避難等を初期段階で検討する。

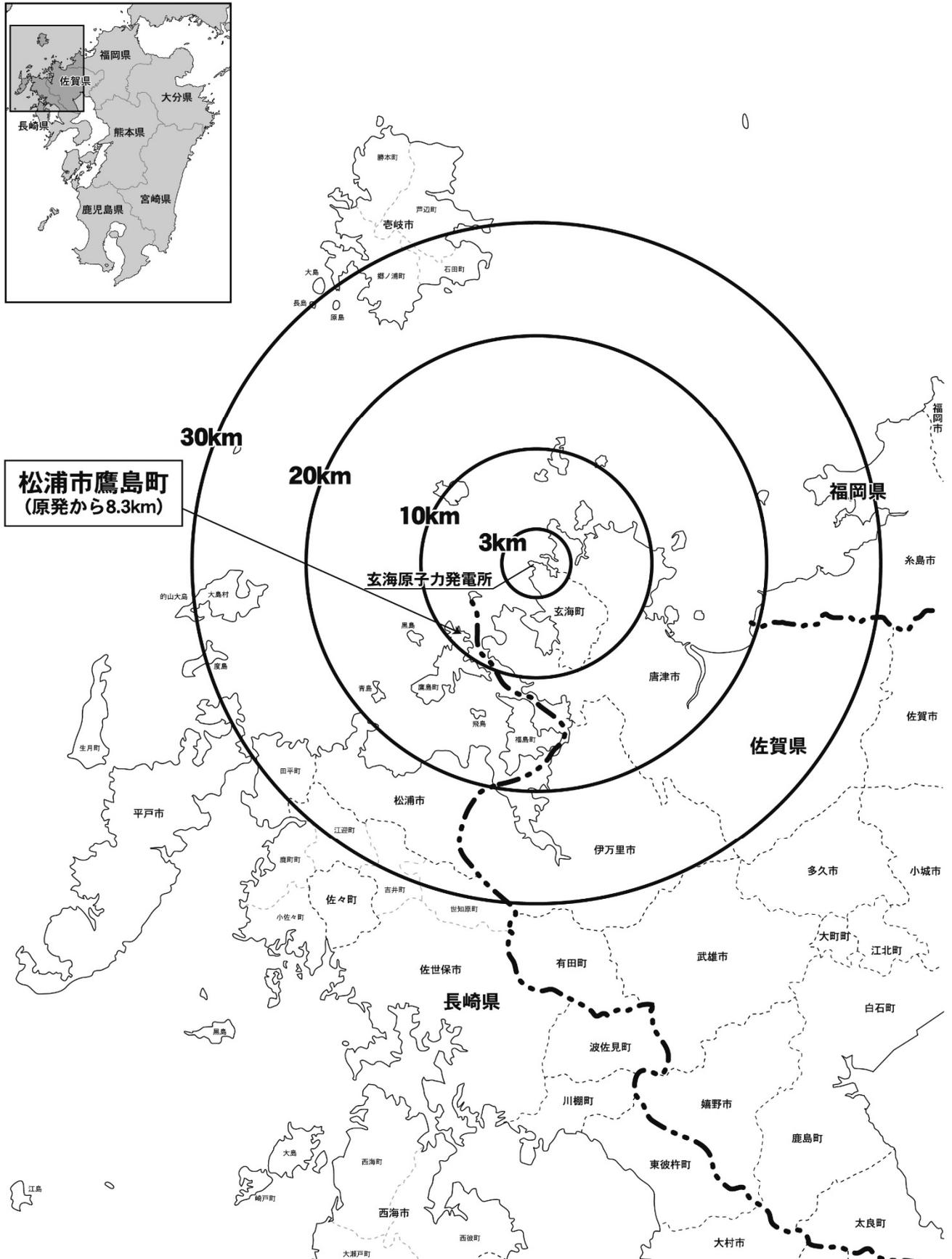
第4節 防災設備・機材の損壊等の対応

市は、緊急時モニタリング、医療、救助・救急及び消火活動について、自然災害により、必要な要員又は資機材の不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合、県内市町をはじめとした相互及び関係団体等との協力により、体制確保を図る。

資料編



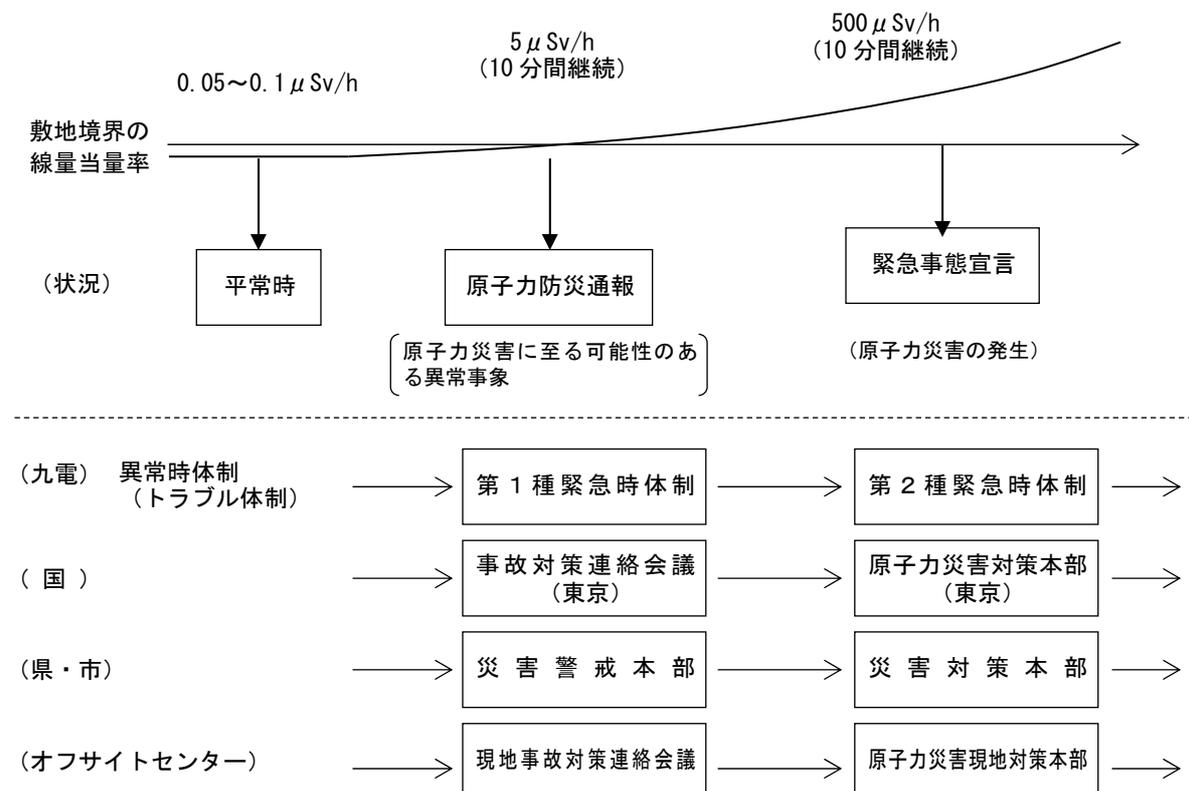
1 緊急時防護措置準備区域 (UPZ : Urgent Protective Action planning Zone) (玄海原子力発電所から概ね半径 30km の地域)



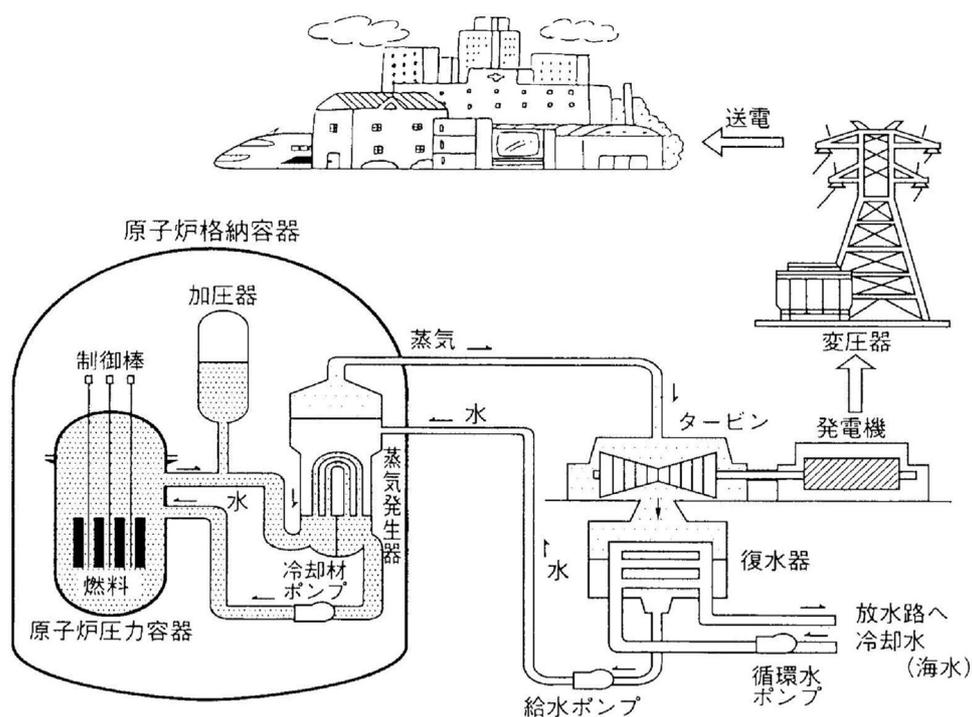
2 玄海原子力発電所の概要

	1号機	2号機	3号機	4号機
設置者	九州電力(株)			
設置位置	佐賀県東松浦郡玄海町今村			
用地面積	約87万㎡			
電気出力	55万9千kw	55万9千kw	118万kw	118万kw
原子炉形式	軽水減速・軽水冷却加圧水型(PWR)			
原子炉熱出力	165万kw	165万kw	342万3千kw	342万3千kw
種燃料別	低濃縮(約4~5%)二酸化ウラン		低濃縮(約4~5%)二酸化ウラン、ウラン・プルトニウム混合酸化物	低濃縮(約4~5%)二酸化ウラン
熱料装荷重	約48トン	約48トン	約89トン	約89トン
営業運転開始	廃止措置中	廃止措置中	H6年3月	H9年7月

3 原子力災害発生時の対応



4 加圧水型（PWR）原子力発電のしくみ



5 放射線による影響

自然放射線	実効線量 (ミリシーベルト)	人工放射線
10 年間放射線量の多い地域 (※ブラジルのガラパリ市街)	10	6.9 胸部X線コンピュータ断層撮影検査
2.4 一人あたりの自然放射線(年間)	1	0.6 胃のX線集団検診
	0.1	0.05 胸のX線集団検診
	0.01	

※1シーベルト=1000ミリシーベルト

6 避難対象範囲の人口・年齢分布

—人口—

R 7. 4. 1 現在

	地域	10 k m圏内		20 k m圏内		30 k m圏内	
		人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
平戸市	田助小学校区 中の原	0	0	0	0	1,655	855
	度島	0	0	0	0	561	220
	大島	0	0	0	0	859	444
	田平	0	0	0	0	6,517	3,056
合計		0	0	0	0	9,592	4,575

—年齢分布— (年齢別構成比の傾向の把握のための資料)

R 7. 4. 1 現在

地区	人口	年齢別の分布状況						
		0～2 歳	3～6 歳	7～12 歳	13～18 歳	19～39 歳	40～64 歳	65歳 以上
平戸市	27,594	404 1.5%	716 2.6%	1,324 4.8%	1,354 4.9%	3,733 13.5%	8,207 29.7%	11,856 43.0%

7 避難者収容施設

田助小学校区及び中の原地区

	避難場所	面積(m ²)	所在地	電話
1	平戸中学校 (校舎)	1,979	鏡川町42番地	22-3137
2	平戸中学校 (体育館)	1,765		

度島地区

	避難場所	面積(m ²)	所在地	電話
1	平戸文化センター	1,955	平戸市岩の上町1529番地	22-5300

大島地区

	避難場所	面積(m ²)	所在地	電話
1	県立猶興館高等学校 (体育館)	529	岩の上町1443番地	22-2064

田平地区

	避難場所	面積(m ²)	所在地	電話
1	相浦小学校	1,979	佐世保市上相浦町3番9号	0956-47-2144
2	日野小学校	1,765	佐世保市日野町1308番地	0956-28-4358
3	相浦西小学校	1,955	佐世保市相浦町794番地	0956-47-6610
4	相浦西小学校大崎分校	529	佐世保市大潟町467番地	0956-47-2719

資料編

5	赤崎小学校	1,463	佐世保市鹿子前町 330 番地	0956-28-5543
6	船越小学校	852	佐世保市船越町 759 番地	0956-28-0050
7	金比良小学校	1,169	佐世保市金比良町 1 番 5 号	0956-22-8300
8	光海中学校	1,073	佐世保市金比良町 1 番 15 号	0956-22-2468
9	相浦中学校	1,769	佐世保市川下町 277 番地	0956-48-2522
10	日野中学校	1,506	佐世保市日野町 2079 番地	0956-28-0111
11	愛宕中学校	1,546	佐世保市赤崎町 483 番の 2	0956-28-0116
12	(旧)野崎中学校	464	佐世保市野崎町 2916 番地	-
13	長崎県立大学佐世保校	8,208	佐世保市川下町 123 番地	0956-47-2191
14	県立佐世保特別支援学校	448	佐世保市竹辺町 810 番地	0956-47-6474
15	愛宕地区コミュニティセンター	467	佐世保市赤崎町 596 番地 26	0956-28-7822
16	九十九地区コミュニティセンター	275	佐世保市下船越町 306 番地 7	0956-28-0216
17	西地区コミュニティセンター	1,058	佐世保市金比良町 1 番 7 号	0956-24-3711
18	相浦地区コミュニティセンター	1,301	佐世保市新田町 74 番地 2	0956-47-5775
19	総合グラウンド体育館	789	佐世保市椎木町無番地	0956-47-2748

※面積は施設の屋内面積

8 避難対象範囲にある施設

小学校 (R 7. 5. 1 現在)

	校名	所在地	児童数	職員数
1	度島小学校	平戸市度島町 1082 番地	27	7
2	大島小学校	平戸市大島村前平 2749 番地	26	9
3	田平北小学校	平戸市田平町小手田免 970 番地	290	22
4	田平南小学校	平戸市田平町下寺免 44 番地	55	9
5	田平東小学校	平戸市田平町下亀免 583 番地	55	13
6	田助小学校	平戸市大久保町 441 番地 1	57	9

中学校 (R 7. 5. 1 現在)

	校名	所在地	生徒数	職員数
1	度島中学校	度島町 1082 番地	13	8
2	大島中学校	大島村前平 2037 番地 1	15	20
3	田平中学校	田平町荻田免 20 番地	188	13

高等学校 (R 6. 5. 1 現在)

	校名	所在地	生徒数	職員数
1	北松農業高等学校	田平町小手田免 54 番地 1	190	44

病院・診療所

	名称	所在地
1	平戸市国民健康保険度島診療所	度島町 1645 番地 1
2	平戸市国民健康保険大島診療所	大島村神浦 154 番地
3	平戸市国民健康保険大島診療所の山出張所	大島村の山川内 796 番地 1
4	医療法人純健会 しおざわ内科消化器科	田平町小手田免 946 番地
5	社会医療法人青洲会 青洲会病院	田平町山内免 612 番地 4
6	医療法人裕光会 谷川病院	田平町山内免 400 番地
7	医療法人流星群 はたえ眼科	田平町山内免 460 番地 1
8	医療法人愛恵会 平戸愛恵病院	田平町野田免 202 番地

保育所・幼稚園

	名称	所在地	児童数
1	大島村保育所	大島村前平 2737	20
2	度島町へき地保育所	度島町 1655	9
3	光の園保育園	大久保町 322-11	31
4	平戸口社会館	田平町山内免 764-2	94
5	谷川病院にこにこハウス	田平町山内免 402 番地 1	2
6	青洲会病院とびっこ保育園	田平町山内免 613-18	8
7	花園認定こども園	田平町下亀免 968-1	30
8	若葉保育園	田平町下寺免 634-8	64
9	やよい幼稚園	田平町里免 238	21

障害者支援施設

	名称	種別	所在地	定員
1	草笛ヶ丘	施設入所支援	田平町古梶免吹上 40 番地 1	46
2	平戸祐生園	施設入所支援	大久保町 2188 番地	50

障害者グループホーム等

	名称	種別	所在地	定員
1	椿崎	共同生活援助	田平町小手田免椿崎 5 3 4 - 1	17
2	ワークハウス	共同生活援助	田平町小崎免 7 3 9	11
3	リベラルホーム	共同生活援助	田平町野田免 202	5
4	リベラルホームⅡ	共同生活援助	田平町下亀免 1133	4
5	らら・きらり	共同生活援助	田平町小手田免 1355 番地 8	6

9 車両及び船舶の状況

乗合自動車、貸切旅客自動車

事業者名	営業所等所在地	種別	台数	定員	連絡先
西肥自動車(株) 平戸営業所	大久保町 1256 番地 2	大型	24	1,440	0950-22-3171
		中型	2	110	
生月自動車(有)	生月町里免 657 番地 3	大型	6	60	0950-53-0516

資料編

事業者名	営業所等所在地	種別	台数	定員	連絡先
大川陸運(株)	大山町 581 番地 2	中型	2	55	0950-24-2423
		小型	6	25	
		大型	1	60	
		中型	1	55	
		小型	6	25	

平戸市消防本部の車両

ポンプ自動車 普通消防	ポンプ自動車 水槽付消防	消防自動車 はしご付	泡原液搬送車	化学消防 自動車	合計
2	4	1	0	0	7

船舶

事業者名	所在地	船名	旅客 定員	連絡先
平戸市役所 総務部総務課	岩の上町 1508-3	フェリー大島	150	0950-22-9101
竹山運輸(有)	度島町 1651	第二フェリー度島	95	0950-25-2011
		第三フェリー度島	95	
津吉商船(株)	前津吉町 260	つよし	80	0950-27-0025

10 長崎県における防災資機材等の配備状況

[環境モニタリング設備、機器類の配備計画]

令和3年3月31日現在（単位：台）

項目	測定機器名	数量	配備場所
空間線量測定用 (固定式)	高線量・低線量測定器、気象観測装置、大気モニタ・ヨウ素サンプラ（ <u>壱岐市壱岐空港のみ</u> ）	3	松浦市鷹島、佐世保市江迎、 <u>壱岐市壱岐空港</u>
	高線量・低線量測定器、気象観測装置	4	松浦市福島、佐世保市世知原、平戸市大久保、平戸市大島
	高線量・大気モニタ・ヨウ素サンプラ	2	松浦市志佐、平戸市田平
	高線量	13	松浦市（黒島、飛島、今福、調川、志佐、 <u>笛吹、御厨、青島</u> ）佐世保市吉井、平戸市度島、壱岐市（石田印通寺、郷ノ浦初山、郷ノ浦原島、郷ノ浦本村）
空間線量等測定用 (移動式)	NaIシンチレーション式サーベイメータ（ γ 線）	11	環境保健研究センター（6） 県北保健所（2） 壱岐保健所（3）
	シンチレーションサーベイメータ（ β 線）	5	環境保健研究センター
	電離箱式サーベイメータ	4	環境保健研究センター（4）
	ハンディサーベイシステム	2	環境保健研究センター
	可搬型ダストモニタ	2	環境保健研究センター（1） 松浦市鷹島支所（1）
	可搬型モニタリングポスト	5	環境保健研究センター（4） 壱岐保健所（1）
	モニタリング資機材搬送車	1	環境保健研究センター
環境試料測定用	電子上皿天秤	2	環境保健研究センター
	可搬型Ge半導体検出器	1	環境保健研究センター
	Ge半導体検出器	1	環境保健研究センター
	液体シンチレーションカウンタ	1	環境保健研究センター
	可搬型ガスパワー発電機	2	環境保健研究センター
	ガラス線量計読取装置	1	環境保健研究センター
	ガラス線量計熱処理炉	1	環境保健研究センター
	ガラス線量計乾燥器	1	環境保健研究センター

資料編

	ガラス線量計	100	環境保健研究センター
	電気炉 (排ガス処理設備付帯)	1	環境保健研究センター
	フードプロセッサ	1	環境保健研究センター
	誘導結合プラズマ質量分析装置	1	環境保健研究センター
	ハイボリウムエアサンプラー	1	松浦市鷹島
	採雨器	1	環境保健研究センター
	可搬型ダストサンプラー	2	環境保健研究センター
	ハンドサンプラー	1	環境保健研究センター
	表面汚染測定用 GM計数管式 サーベイメータ (β線)	9	環境保健研究センター (3) 県北保健所 (3) 壱岐保健所 (3)
	表面汚染測定用 NaI シンチレーション式 サーベイメータ (γ線)	4	環境保健研究センター (2) 松浦市鷹島 (2)

〔 防災資機材等の配備計画 〕

R 2 年 3 月 31 日現在 (単位 : 台)

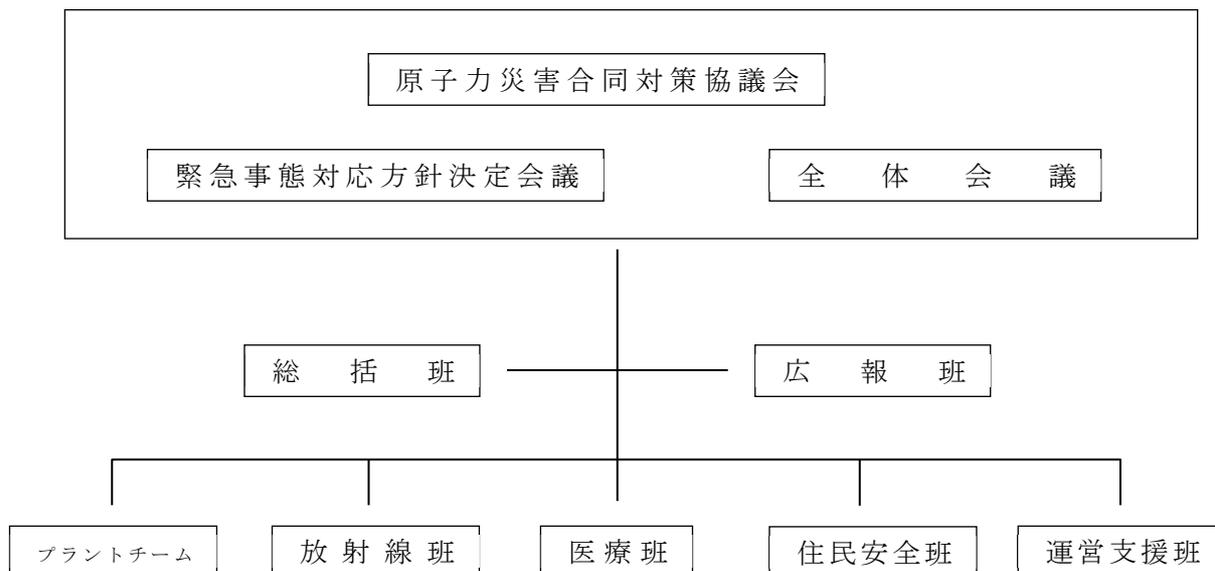
名 称	数 量	配 備 場 所
防護服	8,460	
防護靴	1,445	避難対象市、避難対象市消防本部 (局)
防護手袋	8,127	県警佐世保署、早岐署、相浦署、松浦署、江迎署、平戸署、壱岐署、川棚署、
防護マスク	2,757	県 (防災企画課、医療政策課、県北保健所、壱岐保健所、県央保健所、西彼保健所、県南保健所、環境保健研究センター)、医療機関
靴カバー	7,877	
ポケット線量計 (防災要員)	1,259	松浦市 (185)、佐世保市 (120)、平戸市 (121)、壱岐市 (122)、東彼杵町 (60)、川棚町 (60)、波佐見町 (40)、松浦市消防本部 (70)、佐世保市消防局 (94)、平戸市消防本部 (47)、壱岐市消防本部 (54)、県警早岐署 (15)、佐世保署 (15)、相浦署 (15)、松浦署 (15)、江迎署 (15)、平戸署 (20)、壱岐署 (20)、川棚署 (15)、環境保健研究センター (38)、医療政策課 (18)、県北保健所 (10)、西彼保健所 (3)、県央保健所 (3)、壱岐保健所 (10)、県南保健所 (5)、防災企画課 (46)、防災航空隊 (23)
ポケット線量計 (緊急時医療要員)	426	松浦市 (75)、佐世保市 (60)、平戸市 (60)、壱岐市 (60)、東彼杵町 (10)、川棚町 (10)、波佐見町 (10)、医療政策課 (27)、県北保健所 (17)、壱岐保健所 (6)、県央保健所 (14)、西彼保健所 (14)、県南保健所 (6)、医療機関 (57)
除染設備	10	松浦市消防本部 (1)、佐世保市消防局 (1)、平戸市消防本部 (1)、医療機関 (7)
救護所テント	20	佐世保市 (2)、平戸市 (3)、壱岐市 (3)、東彼杵町 (2)、川棚町 (2)、波佐見町 (3)、佐世保市消防局 (1)、県警本部 (4)
拡張型エアーテント	5	県警本部
ホールボディカウンタ	1	長崎大学病院
GM計数管式 サーベイメータ	190	松浦市 (45)、佐世保市 (23)、平戸市 (13)、壱岐市 (17)、東彼杵町 (5)、川棚町 (3)、波佐見町 (2)、松浦市消防本部 (6)、佐世保市消防局 (7)、平戸市消防本部 (5)、壱岐市消防本部 (5)、県北保健所 (6)、壱岐保健所 (4)、県央保健所 (10)、西彼保健所 (10)、県南保健所 (6)、医療政策課 (11)、防災航空隊 (1)、医療機関 (11)
NaI シンチレーション式 サーベイメータ	115	松浦市 (3)、佐世保市 (18)、平戸市 (14)、壱岐市 (7)、東彼杵町 (3)、川棚町 (3)、波佐見町 (3)、松浦市消防本部 (7)、佐世保市消防局 (6)、平戸市消防本部 (2)、壱岐市消防本部 (6)、県北保健所 (6)、壱岐保健所 (3)、県央保健所 (5)、西彼保健所 (5)、県南保健所 (3)、医療政策課 (6)、防災航空隊 (1)、医療機関 (10)、県警察 (3)、防災企画課 (1)

資料編

電離箱式サーベイメータ	9	避難対象市(4)、防災企画課(1)、佐世保市消防(2)、県中央保健所(1)、県南保険所(1)	
簡易サーベイメータ	41	松浦市(2)、佐世保市(9)、平戸市(10)、壱岐市(9)、避難対象市消防本部(3)、県警察(7)、危機管理課(1)	
ハンディサーベイシステム	2	防災航空隊(2)	
安定ヨウ素剤	379,000 丸	丸剤 1,000丸入 : 379箱	鷹島診療所、福島診療所、青島診療所、松浦市中央診療所、大島村診療所、度島診療所、県北保健所、佐世保市保健所、壱岐病院、市役所・支所、避難対象市、幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校
	2,050 g	粉末 25g入 : 82瓶	鷹島診療所、福島診療所、青島診療所、松浦市中央診療所、大島村診療所、度島診療所、県北保健所、佐世保市保健所、壱岐病院、市役所・支所、避難対象市、幼稚園・保育園、小学校
	1,300 剤	ゼリー剤 新生児用 16.3g/剤	市役所・支所、佐世保市保健所
	4,800 剤	ゼリー剤 新生児用 32.5g/剤	鷹島診療所、福島診療所、青島診療所、松浦市中央診療所、大島村診療所、度島診療所、県北保健所、佐世保市保健所、市役所・支所

11 オフサイトセンターの組織・活動

オフサイトセンターの組織



原子力災害合同対策協議会の活動

対策協議会	役割
緊急事態対応方針 決定会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民避難、事故収束のための措置等重要事項の調整 ・ 緊急事態解除宣言、緊急事態応急対策実施区域の拡張、縮小等について国本部への提言
全体会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ オフサイトセンター内の情報共有 ・ 各機関が実施する緊急事態応急対策の確認 ・ 緊急事態応急対策に係る関係機関の業務の調整 ・ 現地最高決定会議の決定事項の連絡 ・ 各班からの緊急事態対応方針の実施状況の報告、確認 ・ プレス発表内容の確認

資料編

各班の機能・掌握事務

班	機能	事務分掌
総括班	総合調整	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会運営事務局 ・現地対策本部長の補佐 ・協議会の調整事項の伝達 ・国、自治体等との連絡調整 ・屋内退避、避難の情報集約 ・緊急事態解除宣言の具申
広報班	報道機関等対応 住民等への広報	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関等への対応 ・住民等への対応
プラントチーム	事故状況の把握 事故の推移予測	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント情報の収集 ・事故の推移予測
放射線班	放射線影響評価 放射線濃度予測	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線状況の整理 ・被ばく線量の予測 ・モニタリングデータ収集 ・屋内退避、避難指示等の検討 ・飲食物摂取制限勧告検討
医療班	被災者に対する 医療活動の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握 ・救命、救助状況の把握 ・屋内退避、避難状況の把握
住民安全班	被災者の救助と社会秩序 の維持活動の把握調整	<ul style="list-style-type: none"> ・救急、救命状況の把握 ・交通規制状況の把握 ・緊急輸送実施状況の把握 ・飲食物摂取制限状況把握
運営支援班	オフサイトセンター内の 管理	<ul style="list-style-type: none"> ・参集者の食料等の調達 ・センターの環境整備 ・センターの出入り管理

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

		年 月 日
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
警戒事態該当事象連絡		
連絡者名 _____		
連絡先 _____		
警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。		
原子力事業所の名称及び場所	九州電力(株)玄海原子力発電所 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖 4112-1	
警戒事態該当事象の発生箇所	玄海原子力発電所 第 号炉	
警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分 (24時間表示)	
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> AL11 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ <input type="checkbox"/> AL21 原子炉冷却材の漏えい <input type="checkbox"/> AL24 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL25 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL42 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ <input type="checkbox"/> AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失 <input type="checkbox"/> AL53 重要区域での火災・ ^{いつ} 溢水による安全機能の一部喪失のおそれ <input type="checkbox"/> 外的事象 地震・津波以外の自然災害
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他 ()
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	原子炉の運転状態 発生前 (運転中、停止中、燃料取出後) 発生後 (運転中、停止中、燃料取出後) ECCS の作動状態 作動無し、作動有り (自動、手動)、作動失敗 格納容器排気筒モニタの指示値 (玄海3, 4号炉は排気筒モニタ) 確認中、変化無し、変化有り (cpm → cpm) 補助建屋排気筒モニタの指示値 (玄海3, 4号炉は設備が無いため記入不要) 確認中、変化無し、変化有り (cpm → cpm) モニタリングポストの指示値
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報	(玄海町において、震度6弱以上※の地震が発生した場合) ※当該警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震速度を記入する。 観測用地震計による観測地震加速度 (地震応答観測装置 (3号機原子炉建屋基礎コンクリート上端部)) 【発生日時 年 月 日 時 分】【確認中・検知あり・検知なし・点検中】 【水平 (X): gal/水平 (Y): gal/鉛直 (Z): gal】	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(参考) 観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設置値は以下のとおり。

玄海3号機 EL+3.7m: 310gal 以下 (水平)、EL-1.8m: 170gal 以下 (水平)、80gal 以下 (鉛直)

玄海4号機 EL+3.7m: 220gal 以下 (水平)、EL-1.8m: 170gal 以下 (水平)、80gal 以下 (鉛直)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 1 0 条通報

通報者名

連絡先

特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力業所の名称	九州電力(株)玄海原子力発電所 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖 4112-1							
特定事象の発生箇所	玄海原子力発電所 第 号炉							
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）							
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black;">原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準</td> <td style="border: 1px solid black;">原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ※□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 ※□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 ※□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物資の放出 ※□SE06 施設内（原子炉外）での臨界事故のおそれ □SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □SE24 蒸気発生器給水機能の喪失 □SE25 非常用交流高圧母線の 30 分間以上喪失 □SE27 直流電源の部分喪失 ※□SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 □SE41 格納容器健全性喪失のおそれ ※□SE42 2 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 ※□SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 □SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失 □SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 ※□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ※□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 ※□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 ※□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 ※□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 ※□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物資の異常放出 ※□GE06 施設内（原子炉外）での臨界事故 ※□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 ※□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 ※□GE24 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 ※□GE25 非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失 ※□GE27 全直流電源の 5 分間以上喪失 ※□GE28 炉心損傷の検出 ※□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※□GE41 格納容器圧力の異常上昇 ※□GE42 2 つの障壁の喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ ※□GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 ※□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（注記：※は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す。）</td> </tr> </table>	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準	原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準	<ul style="list-style-type: none"> ※□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 ※□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 ※□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物資の放出 ※□SE06 施設内（原子炉外）での臨界事故のおそれ □SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □SE24 蒸気発生器給水機能の喪失 □SE25 非常用交流高圧母線の 30 分間以上喪失 □SE27 直流電源の部分喪失 ※□SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 □SE41 格納容器健全性喪失のおそれ ※□SE42 2 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 ※□SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 □SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失 □SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 ※□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 	<ul style="list-style-type: none"> ※□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 ※□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 ※□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 ※□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 ※□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物資の異常放出 ※□GE06 施設内（原子炉外）での臨界事故 ※□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 ※□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 ※□GE24 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 ※□GE25 非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失 ※□GE27 全直流電源の 5 分間以上喪失 ※□GE28 炉心損傷の検出 ※□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※□GE41 格納容器圧力の異常上昇 ※□GE42 2 つの障壁の喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ ※□GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 ※□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生 	（注記：※は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す。）	
	原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく基準	原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項に基づく基準						
	<ul style="list-style-type: none"> ※□SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 ※□SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 ※□SE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物資の放出 ※□SE06 施設内（原子炉外）での臨界事故のおそれ □SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 □SE24 蒸気発生器給水機能の喪失 □SE25 非常用交流高圧母線の 30 分間以上喪失 □SE27 直流電源の部分喪失 ※□SE29 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※□SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 □SE41 格納容器健全性喪失のおそれ ※□SE42 2 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ □SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 ※□SE51 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 □SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失 □SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失 ※□SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 	<ul style="list-style-type: none"> ※□GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇 ※□GE02・SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出 ※□GE03・SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出 ※□GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 ※□GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物資の異常放出 ※□GE06 施設内（原子炉外）での臨界事故 ※□GE11 全ての原子炉停止操作の失敗 ※□GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 ※□GE24 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 ※□GE25 非常用交流高圧母線の 1 時間以上喪失 ※□GE27 全直流電源の 5 分間以上喪失 ※□GE28 炉心損傷の検出 ※□GE29 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 ※□GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※□GE41 格納容器圧力の異常上昇 ※□GE42 2 つの障壁の喪失及び 1 つの障壁の喪失又は喪失のおそれ ※□GE51 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 ※□GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生 						
（注記：※は電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 2 項に該当する事象を示す。）								
想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他（ ）							
検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	<p>原子炉の運転状態 発生前（運転中、停止中、燃料取出後） 発生後（運転中、停止中、燃料取出後）</p> <p>E C C S 系の作動状況 作動無し、作動有り（自動、手動）、作動失敗</p> <p>格納容器排気筒モニタの指示値（玄海 3、4 号炉は排気筒モニタ） 確認中、変化無し、変化有り（ cpm→ cpm）</p> <p>補助建屋排気筒モニタの指示値（玄海 3、4 号炉は設備が無いため記入不要） 確認中、変化無し、変化有り（ cpm→ cpm）</p> <p>モニタリングポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り（最大値： nSv/h→ nSv/h、No. ）</p>							
その他特定事象の把握に参考となる情報	（玄海町において、震度 6 弱以上※の地震が発生した場合） ※当該警戒事態該当事象の発生に関連していると思われる場合は、震度によらず観測用地震計による観測地震速度を記入する。 観測用地震計による観測地震加速度（地震応答観測装置（3号機原子炉建屋基礎コンクリート上端部） 【発生日時 年 月 日 時 分】【確認中・検知あり・検知なし・点検中】 【水平 (X) : gal/水平 (Y) : gal/鉛直 (Z) : gal】							

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする

（参考）観測用地震計とは異なる原子炉保護用地震計により原子炉自動停止となる保安規定設置値は以下のとおり。

玄海 3 号機 EL+3.7m : 310gal 以下（水平）、EL-1.8m : 170gal 以下（水平）、80gal 以下（鉛直）

玄海 4 号機 EL+3.7m : 220gal 以下（水平）、EL-1.8m : 170gal 以下（水平）、80gal 以下（鉛直）

原災法及び原子力災害対策指針に基づくEAL基準の整理表

EAL 区分		警戒事態に該当する事象 (AL)		施設敷地緊急事態に該当する事象 (SE) (原災法第10条第1項に基づく特定事象)		全面緊急事態に該当する事象 (GE) (原災法第15条第1項に該当する緊急事態事象)	
		EAL 番号	EAL略称	EAL番 号	EAL略称	EAL番 号	EAL略称
放射線量・放射性物質放出	01	—	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇
	02	—	—	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出
	03	—	—	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出
	04	—	—	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
	05	—	—	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出
	06	—	—	SE06	施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故
止める	11	AL11	原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ	—	—	GE11	全ての原子炉停止操作の失敗
冷やす	21	AL21	原子炉冷却材の漏えい	SE21	原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動	GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能
	24	AL24	蒸気発生器給水機能喪失のおそれ	SE24	蒸気発生器給水機能の喪失	GE24	蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能
	25	AL25	非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ	SE25	非常用交流高圧母線の30分以上喪失	GE25	非常用交流高圧母線の1時間以上喪失
	26	AL26	全交流電源喪失のおそれ(旧基準炉)	SE26	全交流電源の5分以上喪失(旧基準炉)	GE26	全交流電源の30分以上喪失(旧基準炉)
	27	—	—	SE27	直流電源の部分喪失	GE27	全直流電源の5分以上喪失
	28	—	—	—	—	GE28	炉心損傷の検出
	29	AL29	停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	SE29	停止中の原子炉冷却機能の喪失	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失
	30	AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出
閉じ込める	41	—	—	SE41	格納容器健全性喪失のおそれ	GE41	格納容器圧力の異常上昇
	42	AL42	単一障壁の喪失または喪失可能性	SE42	2つの障壁の喪失又は喪失可能性	GE42	2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失可能性
	43	—	—	SE43	原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	—	—
その他脅威	51	AL51	原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	SE51	原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	GE51	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失
	52	AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	所内外通信連絡機能の全て喪失	—	—
	53	AL53	重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	SE53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	—	—
	55	—	(原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合)	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生
事業所外運搬	61	—	—	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
	62	—	—	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

(注) EAL番号は、BWR及びPWR共通のため、BWR特有事象で使用するEAL番号は、欠番となる。

1. 原子炉の状態

項 目	確認時刻 (日 時 分)
特定事象発生時の出力	_____ %
原子炉停止時刻	年 月 日 時 分
炉心平均燃焼度	MWD/MTU
放射性物質の放出の有無	<input type="checkbox"/> 有り, <input type="checkbox"/> 無し
放射性物質の放出状態	
排気筒放出口	<input type="checkbox"/> 放出, <input type="checkbox"/> 停止
放出口以外 (放出場所名)	放出場所名: _____ 地上高 _____ m) <input type="checkbox"/> 放出, <input type="checkbox"/> 停止

2. 装置の状況

装置の状況	確認時刻 (日 時 分)
1次冷却材系圧力及び圧力の変化 (MPa [gage]) 平常値_____MPa [gage]	MPa [gage] 上昇・下降・安定
1次冷却系の温度 (ホットレグ) (°C) 平常値_____°C	°C
加圧器水位 平常値_____%	%
外部電源	受電有・無
非常用ディーゼル発電機運転	受電有・無
余熱除去系の機能維持	正常・異常
ECCS の作動・高圧系	作動・未作動・停止
ECCS の作動・蓄圧系	作動・未作動
ECCS の作動・低圧系	作動・未作動・停止
全ての制御棒挿入	挿入・未挿入
ボロン添加	添加・未添加
主蒸気隔離弁の閉止	閉・開
格納容器の隔離状態	隔離・非隔離
格納容器圧力 (MPa [gage]) 平常値_____MPa [gage]	MPa [gage]
格納容器スプレイ作動	作動・未作動
その他の特記事項	

【別紙 2 : 放射性物質及び放射線に関するデータ】

1. 放射性物質の状況

項 目	評価時刻 (日 時 分)
評価時刻での放出量 (放出率) 希ガス (Bq/h) ヨウ素 (Bq/h) 総 量 (Bq/h)	Bq/ h Bq/ h Bq/ h
評価時刻での放出量 (濃度) 希ガス (Bq/cm ³) ヨウ素 (Bq/cm ³) 総 量 (Bq/cm ³)	Bq/cm ³ Bq/cm ³ Bq/cm ³
評価時刻までの放出量 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総 量 (Bq) 放出継続時間 (h) 放出開始時刻	Bq Bq Bq h 時 分
評価時刻以後の放出 (予測) 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総 量 (Bq) 放出継続推定時間 (h)	Bq Bq Bq h

2. 予測線量

種 類	評価時刻 (日 時 分)			
	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点	方位 距離 km 線量 mSv	方位 距離 km 線量 mSv	方位 距離 km 線量 mSv	方位 距離 km 線量 mSv
甲状腺の予測線量の最大地点	方位 距離 km 線量 mSv	方位 距離 km 線量 mSv	方位 距離 km 線量 mSv	方位 距離 km 線量 mSv

(施設側での計算値)

資料編

3. 放射線モニタリングの状況

項 目	評価時刻 (日 時 分)
排気筒モニタ	
格納容器排気筒モニタ	排気筒名: _____ : cpm
補助建屋排気筒モニタ	排気筒名: _____ : cpm

固定式モニタリング設備地点				
γ 線空間線量率	設備 地点名	モニタリングステーション(S) 平常値: μ Sv/h	モニタリングステーション(PC1) 平常値: μ Sv/h	モニタリングステーション(PC2) 平常値: μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h

可 動 地 点					
γ 線空間線量率	地点名				
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
中性子線 空間線量率	地点名				
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
ヨウ素濃度	地点名				
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
その他測定項目	地点名				
項目		時 分			
		時 分			
		時 分			

原災法第 15 条第 1 項の基準に達したときの報告

主務大臣、都道府県知事、市町村長 殿

原子力災害対策特別措置法第 15 条に規定する異常な水準の放射線量の検出又は、原子力緊急事態の発生を示す事象が発生しましたので、以下の通り通報します。

発信日時	平成 年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	平成 年 月 日 時 分	受信者	
<p>1. 事故件名：玄海原子力発電所____号機_____について</p> <p>2. 事故発生場所：玄海原子力発電所____号機</p> <p>3. 事故発生日時：平成____年____月____日____時____分</p> <p>4. 事故の種類：敷地境界放射線量上昇・放射性物質通常経路放出・ 火災爆発等による放射性物質放出・事業所外運搬放射線量上昇・ 原子炉外臨界・原子炉停止機能喪失・ECCS作動失敗・ 格納容器圧力上昇・蒸気発生器給水機能喪失・直流電源喪失・炉心溶融 停止時原子炉水位異常低下・中央制御室等使用不能・事業所外運搬事故</p> <p>5. モニタリングポスト指示値及び気象状況等</p>			
敷地周辺の 空間線量率	モニタリングポスト指示値 (γ 線空間線量率) (a)	中性子線空間線量率 (b)	空間線量率 (合計) (a+b)
	PC-1 Sv/h	Sv/h	Sv/h
	PC-2 Sv/h	Sv/h	Sv/h
	S Sv/h	Sv/h	Sv/h
気象状態	風向 (排気筒高さ)		
	風向 (地上高さ)		
	風速 (排気筒高さ)		
	風速 (地上高さ)		
	大気安定度		
<p>6. プラント状況等： _____ _____</p> <p>7. その他の事項： _____ _____</p>			

資料編

13 防災関係機関及び連絡窓口

指定地方行政機関等

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	F A X
福岡財務支局 長崎財務事務所	総括課	長崎市万才町 2-12 NTT-Com 長崎万才ビル 2階	095-827-7095	095-811-7030
九州総合通信局	無線通信部陸上課	熊本市春日 2-10-1	096-326-7857	—
九州厚生局		福岡市博多区博多駅前3-2-8 住友生命博多ビル4F	092-707-1115	092-707-1116
九州農政局	消費・安全部 安全管理課	熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-211-9111 (内 4119)	096-211-9700
九州森林管理局長崎森林管理署	総務課	諫早市栗面町 804-1	0957-41-6911	0957-41-6913
九州農政局長崎県拠点	地方参事官室	長崎市岩川町 16-16	095-845-7121	095-845-7179
九州経済産業局	総務企画部総務課	福岡市博多区博多駅東 2-11-1	092-482-5405	092-482-5960
九州運輸局	安全防災・危機 管理課	福岡市博多区博多駅東 2-11-1	092-472-2318	092-471-7192
九州運輸局長崎運輸支局（本 庁舎、東長崎庁舎、佐世保）	総務企画担当	長崎市松ヶ枝町 7番 29号	095-822-0010	095-827-4869
九州地方整備局長崎河川国道事務所	防災課	長崎市宿町 816-1	095-839-9897	095-839-9825
大阪航空局 長崎空港事務所	総務課	大村市箕島町 593-2	0957-53-6151	0957-54-4569
長崎地方气象台	観測予報課	長崎市南山手町 11-51	095-811-4862	095-822-4285
長崎海上保安部	警備救難課	長崎市松ヶ枝町 7-29	095-827-5134	095-822-0673
唐津海上保安部	警備救難課	唐津市二夕子 3-216-2	0955-74-4321	0955-74-4322
佐世保海上保安部	警備救難課	佐世保市干尽町 4-1	0956-31-6003	0956-26-1199
伊万里海上保安署		伊万里市山代町久原 2976-31	0955-28-3388	0955-28-3388
壱岐海上保安署		壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦 648-5	0920-47-0508	0920-47-2363
平戸海上保安署		平戸市岩の上町 1529-2	0950-22-3997	0950-22-3995

自衛隊

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	F A X
陸上自衛隊第 16 普通科連隊	連隊本部第 3 科	大村市西乾馬場 416	0957-52-2131	0957-52-2131
海上自衛隊佐世保地方総監部	防衛部	佐世保市平瀬町 18	0956-23-7111	0956-23-1176
航空自衛隊西部航空方面隊	防衛部	春日市原町 3-1-1	092-581-4031	092-581-4031

指定公共機関及び指定地方公共機関等

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	F A X
西日本電信電話(株)長崎支店	災害対策室	長崎市金屋町 4-15 (夜間)	095-893-8059	095-811-7811
			090-7399-5397	
日本銀行長崎支店		長崎市炉粕町 32	095-820-6111	095-820-0299
日本赤十字社長崎県支部	事業推進課	長崎市魚の町 3-15	095-821-0680	095-86-0681
(一社)長崎県医師会	医療保健係	長崎市茂里町 3-27	095-844-1111	095-844-1110
長崎県バス協会	専務理事	長崎市興善町 4-6	095-822-9018	095-826-6411
(公財)長崎県トラック協会		長崎市松原町 2651-3	095-838-2281	095-839-8508
佐世保旅客船協会		佐世保市新港町 8-1	0955-22-6575	0955-24-1038
日本通運(株)長崎支店		長崎市岩川町 6-5	095-846-2111	095-847-7111
日本放送協会		長崎市西坂町 1-1	095-821-1115	095-826-9156

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	F A X
長崎放送(株)		長崎市上町 1-35	095-824-3111	095-825-5938
(株)テレビ長崎		長崎市金屋町 1-7	095-827-2111	095-824-1099
(株)長崎新聞社		長崎市茂里町 3-1	095-844-2111	095-844-2106
長崎文化放送(株)		長崎市茂里町 3-2	095-843-1000	095-843-6756
(株)長崎国際テレビ		長崎市出島町 11-1	095-820-3000	095-820-3208
(株)エフエム長崎		長崎市栄町 5-5	095-828-2020	095-828-2777
九州電力(株)長崎支店	企画・総務部	長崎市城山町 3-19	095-864-1988	095-864-1822

長崎県

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	F A X
危機管理対策監	防災企画課	長崎市尾上町 3-1	095-894-3731	095-823-1629
総務部	総務文書課	〃	095-895-2111	095-895-2547
	広報課	〃	095-895-2021	095-828-7665
	管財課	〃	095-895-2181	095-895-2553
企画部	企画調整課	〃	095-895-2031	095-895-2540
地域振興部	地域づくり推進課	〃	095-895-2242	095-895-2559
県民生活環境部	県民生活環境課	〃	095-895-2310	095-895-2564
	交通・地域安全課	〃	095-895-2341	095-895-2598
	生活衛生課	〃	095-895-2363	095-824-4780
	地域環境課	〃	095-895-2356	095-895-2572
	水環境対策課	〃	095-895-2664	095-895-2568
福祉保健部	福祉保健課	〃	095-895-2410	095-895-2570
	医療政策課	〃	095-895-2461	095-895-2573
	薬務行政室	〃	095-895-2469	095-895-2574
産業労働部	産業政策課	〃	095-895-2611	095-895-2579
	経営支援課	〃	095-895-2651	095-895-2579
水産部	漁政課	〃	095-895-2811	095-827-2341
農林部	農政課	〃	095-895-2911	095-895-2588
	農業経営課	〃	095-895-2931	095-895-2591
	農産園芸課	〃	095-895-2941	095-895-2592
土木部	監理課	〃	095-894-3011	095-894-3460
	道路維持課	〃	095-894-3142	095-820-0683
県北振興局	管理部	佐世保市木場田町 3-25	0956-22-0374	0956-23-6606
壱岐振興局	管理部	壱岐市郷ノ浦町本村触 570	0920-47-4396	0920-47-4809
警察本部	警備課	長崎市尾上町 3-1	095-820-0110	095-829-0066

資料編

市町

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	F A X
松浦市	防災課	松浦市志佐町里免 365	0956-72-1111	0956-72-1115
松浦市鷹島支所	地域振興課	松浦市鷹島町中通免 1718-2	0955-48-3111	0955-48-3488
佐世保市	防災危機管理局	佐世保市八幡町 1-10	0956-23-9258	0956-25-0086
平戸市	総務課	平戸市岩の上町 1508-3	0950-22-9101	0950-22-5178
壱岐市	総務課	壱岐市郷ノ浦町本村触 562	0920-48-1111	0920-48-1553
長崎市	防災危機管理室	長崎市魚の町 4-1	095-822-0480	095-820-0108
島原市	市民安全課	島原市上の町 537	0957-62-8022	0957-62-3678
諫早市	危機管理課	諫早市東小路町 7-1	0957-22-1510	0957-24-3270
大村市	安全対策課	大村市玖島 1-25	0957-53-4111	0957-52-3883
対馬市	総務課	対馬市巖原町国分 1441	0920-53-6111	0920-53-6112
五島市	総務課	五島市福江町 1-1	0959-72-6110	0959-72-1994
西海市	安全安心課	西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷 2 2 2 2	0959-37-0028	0959-23-3101
雲仙市	市民安全課	雲仙市吾妻町牛口名 714	0957-38-3111	0957-38-2755
南島原市	総務課	南島原市西有家町里坊 96-2	050-3381-5020	0957-82-3086
長与町	総務課	西彼杵郡長与町嬉里郷 659-1	095-883-1111	095-883-1464
時津町	総務課	西彼杵郡時津町浦郷 274-1	095-882-2211	095-882-9293
東彼杵町	総務課	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1850-6	0957-46-1111	0957-46-0884
川棚町	総務課	東彼杵郡川棚町中組郷 1518-1	0956-82-3131	0956-82-3134
波佐見町	総務課	東彼杵郡波佐見町宿郷 660	0956-85-2111	0956-85-5581
小値賀町	総務課	北松浦郡小値賀町笛吹郷 2376-1	0959-56-3111	0959-56-4185
佐々町	総務課	北松浦郡佐々町本田原免 168-2	0956-62-2101	0956-62-3178
新上五島町	総務課消防防災室	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1	0959-43-0147	0959-42-0448

消防本部（局）

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	F A X
松浦市消防本部	消防課	松浦市志佐町庄野免 268-3	0956-72-1211	0956-72-1210
佐世保市消防局	警防課	佐世保市平瀬町 9-2	0956-23-5121	0956-25-6898
平戸市消防本部		平戸市岩の上町 733-1	0950-22-3167	0950-22-5179
壱岐市消防本部		壱岐市芦辺町中野郷西触 411-2	0920-45-3037	0920-45-0992
長崎市消防局		長崎市興善町 3-1	095-822-8888	095-825-2995
対馬市消防本部		対馬市巖原町棧原 52-2	0920-52-0119	0920-52-1194
島原地域広域市町村圏組合消防本部		島原市新馬場町 872-2	0957-62-7711	0957-62-3133
県央地域広域市町村圏組合消防本部		諫早市鷺崎町 221-1	0957-23-0119	0957-22-8119
五島市消防本部		五島市福江町 1-2	0959-72-3131	0959-72-1512
新上五島町消防本部		南松浦郡新上五島町七目郷 902-1	0959-42-0119	0959-42-0448

14 原子力防災用語集

【あ】

アルファ(α)核種

アルファ粒子(ヘリウム原子核、原子番号が2、質量数が4)を放出(アルファ崩壊という)する核種。代表的な核種としては、ウラン 238(U-238)、ウラン 235(U-235)、ラジウム 226(Ra-226)などがある。

アルファ(α)線

放射性核種から出てくる荷電粒子の1つ。陽子2個、中性子2個のヘリウム4(He-4)の原子核である。線源から数cmの空気層、また極薄い物でも十分遮へいされる。アルファ線は電離作用が強いのでその内部被ばく管理には注意が必要である。

安全規制担当省庁

原子力施設などの安全規制を担当する省庁のこと。具体的には経済産業省、文部科学省及び国土交通省のこと。経済産業省は実用炉、貯蔵施設、加工施設、再処理施設、廃棄施設を、文部科学省は試験研究炉、使用施設(保安規定を定めるものに限る)、国土交通省は原子力施設外の運送方法に関する規制を担当する。

【い】

EAL [Emergency Action Level : 緊急時活動レベル]

原子力施設の状況に応じた緊急事態の区分

緊急事態区分		PAZ(～5km)	UPZ(～30km)	UPZ外(30km～)
警戒事態	警戒事象(震度6弱の地震等)	災害時要援護者の避難準備		要援護者の避難準備への協力
施設敷地緊急事態	原災法第10条(全交流電源喪失5分以上継続等)	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者の避難実施 避難準備 安定ヨウ素剤服用準備 		
全面緊急事態	原災法第15条(原子炉を冷却する全ての機能の喪失等)	<ul style="list-style-type: none"> 避難実施 安定ヨウ素剤服用 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内退避実施 安定ヨウ素剤服用準備 避難等の準備 事態の規模等に応じて避難等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 避難の受入 避難等への協力 安定ヨウ素剤服用準備

【う】

ウラン [U : Uranium]

原子炉の燃料として使用される核燃料物質の1つ。天然に存在する元素の中で最も重い。記号はU。原子番号92。天然に存在するものには質量数234、235及び238がある。質量数235のウランの場合、ウラン235(U-235)と称す。天然ウランには核燃料に使用できるウラン235(U-235)が0.7%程度含まれる。軽水炉には主として二酸化ウラン(UO₂)をペレット状に成型し、ジルカロイ被覆管に収納した燃料が用いられている。

【お】

O I L [Operational Intervention Level : 運用上の介入レベル]

避難等に関するO I L

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等をすう時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)※2	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難なものの一時的屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、汚染を講じるための基準	β 線：40,000cpm※3 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm※4 【1ヵ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等を避難退域時検査して、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準※5	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)※2	1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。※5

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

(出典：原子力災害対策指針 表3)

飲食物摂取制限に関するO I L ※1

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※2	防護措置の概要
飲食物に係る避難退域時検査基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	20 μ Sv/h ※3 (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率) ※4	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(別表を参照)	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

(別表)

核種 ※5	飲料水、牛乳、乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ※6
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

- ※1 IAEAでは、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物の避難退域時検査作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のための避難退域時検査基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係る避難退域時検査基準」を定める。
- ※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※4 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのG S G-2におけるO I L 6の値を参考として数値を設定する。
- ※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。(出典：原子力災害対策指針 表3)

オフサイトセンター

原子力災害が発生した時に、国、都道府県、市町村などの関係者が一堂に会し、原子力防災対策活動を調整し円滑に推進するための拠点となる施設。JCO臨界事故の反映として設置された。一般に、オフサイトセンターあるいは原子力防災センターなどと称される。原子力施設のある都道府県の区域に所在し、全国に22箇所(経済産業省が指定：16箇所、

資料編

経済産業省と文部科学省が指定：4箇所、文部科学省が指定：2箇所)ある。

〔か〕

外部被ばく

内部被ばくに対する用語であり、放射線(アルファ線、ベータ線、ガンマ線、中性子線)により人体の外部から被ばくすること。外部被ばくは、放射線防護三原則を利用することにより、低く抑えられる。

ガンマ(γ)線

励起状態にある原子核が安定な状態に戻ろうとする時、又は粒子が消滅するときに生ずる電磁波。ガンマ線はエックス線より一般にエネルギーが高いため透過力が強く、非破壊検査などに利用され、GM計数管、シンチレーションカウンター、電離箱などによって検出される。

改良型沸騰水型軽水炉 [ABWR : Advanced Boiling Water Reactor]

旧通商産業省の第3次改良標準化プラントとして開発された電気出力135万キロワット(kW)のBWR。初号機は新潟県にある東京電力の柏崎刈羽原子力発電所6号機。安全性・信頼性の向上、運転性・操作性の向上、従事者の被ばく線量の低減を開発目標とし、再循環ポンプに代わり原子炉圧力容器に内蔵する型式のインターナルポンプの採用とこれに伴う再循環系配管の削除、再循環系配管の削除に伴い原子炉圧力容器の設置位置が下がることによる耐震性の向上、改良型制御棒駆動機構の採用による運転・操作性の向上、高圧系・低圧系の独立3系統構成の非常用炉心冷却設備の採用、鉄筋コンクリート製格納容器などの特徴がある。

環境放射線モニタリング

原子力施設周辺環境の放射線影響を調べるため、モニタリングステーションやモニタリングポスト、可搬式モニタで放射線量率を測定すること。

関係省庁事故対策連絡会議

原災法第10条の通報を受け、直ちに原子力災害対策本部の設置の必要がない(原災法第15条に該当しない)場合に、関係省庁(経済産業省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、気象庁など)間の情報の共有化を図るため開催され、事故概要・関係機関の活動に関して状況報告がなされる会議のこと。

〔き〕

希ガス

周期表の第0族元素であるヘリウム(He)、ネオン(Ne)、アルゴン(Ar)、クリプトン(Kr)、キセノン(Xe)、ラドン(Rn)の6つの総称。自然界の存在量が少なく、化学的に不活性な気体。クリプトン(Kr)やキセノン(Xe)といった原子炉内でできる放射性の希ガスは、フィルタなどで容易に除去できないため外部被ばくの原因となる。

緊急時環境放射線モニタリング

放射性物質を大量に保有又は取り扱う原子力発電所などで異常状態が発生し、施設外へ放射性物質が大量に放出された時、又はその恐れがある時に、施設周辺環境の放射線及び放射性物質に関する情報を迅速に得るために緊急に実施されるモニタリング。

緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム [SPEEDI ネットワークシステム]

周辺環境の放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを地勢や気象データを考慮して迅速に被ばく線量予測を計算するシステム。SPEEDIネットワークシステムと称され、大量の放射性物質が放出されるという事態が発生、又は発生のおそれのある場合に、住民避難などの防護対策を検討するのに使用される。

緊急事態応急対策実施区域

原子力施設において、放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合に、周辺住民などの被ばくを低減するための防護対策が講じられる区域。原子力緊急事態宣言発出時に緊急事態応急対策を実施すべき区域が総理大臣より公示され、原子力緊急事態の推移に応じ、原子力安全委員会の意見を聞いて、区域変更の公示がされる。(原災法第15条2項、第20条5項による)

〔け〕

警戒事象

警戒事象とは、原子力規制委員会の所掌する原子力施設等の立地地域及びその周辺において、以下のいずれかに該当する大規模自然災害又は重要な故障が発生した場合をいう。①原子力施設等立地市町村において、震度5弱以上の地震が発生した場合。②原子力施設等立地道府県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。③原子力施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合。④東海地震注意報が発表された場合。⑤審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子力施設の重要な故障等。⑥その他委員長又は委員長代理が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合

原子力緊急事態

原子力発電所などの原子力施設より放射性物質又は放射線が異常に原子力施設の外へ放出或いは政令で定められた事象が発生した事態。原災法に基づき、あらかじめ定められた異常な事態に至った場合には、直ちに内閣総理大臣に報告(原災法第15条1項)し、内閣総理大臣は直ちに原子力緊急事態宣言を発出する(原災法第15条2項)とともに、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部を設置する(原災法第16条)こととしている。内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言及び緊急事態応急対策を実施すべき区域、原子力緊急事態の概要、区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体に対し周知させるべき事項の公示を行う。

原子力緊急事態宣言

原子力緊急事態が発生した場合、原災法第15条に基づき内閣総理大臣により行われる以下の公示のこと。①原子力緊急事態が発生した旨 ②緊急事態応急対策を実施すべき区域 ③原子力緊急事態の概要 ④緊急事態応急対策実施区域の区域内の居住者などに対して周知させるべき事項

原子力緊急事態解除宣言

原子力緊急事態宣言後、原災法第15条4項に基づき内閣総理大臣が原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなると認める場合に、原子力緊急事態の解除を行うための公示を行うこと。実施にあたっては、原子力安全委員会の意見を聴き速やかに行う。

資料編

原子力施設

原子炉、原子力発電所、核燃料の加工・転換のための施設、同位体分離工場、再処理工場、使用済燃料貯蔵施設などの施設。これらの施設には、破損、故障などにより放射性物質が拡散する可能性があるため、それを抑制、防止するように設計される必要がある。原子力事業所も原子力施設に含まれる。

原子力災害合同対策協議会

内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言があったとき、経済産業副大臣が主導的に運営する、国と地方公共団体の連携強化のためオフサイトセンターに設けられる協議会。情報の共有化を図り、応急対策などを協議する組織。(原災法第 23 条による)

原子力防災専門官

原災法第 30 条で定める原子力防災関連専門官の名称。JCO 臨界事故を踏まえて平成 12 年より設置。原子力防災専門官はオフサイトセンターに駐在し、文部科学省と経済産業省指定の原子力事業所に係る業務を担当する。平時、原子力事業者防災業務計画などに関する指導・助言、オフサイトセンターにおける防災資機材の整備、原子力防災計画 356 の策定などに対する地方自治体への指導・助言、原子力防災訓練の企画調整と実施、原子力防災についての地元への理解促進活動などを行う。緊急事態発生時、初動においては現地事故対策連絡会議の議長を務め、当該施設の状況把握、オフサイトセンターの立ち上げ、原子力事業者や関係機関の対応状況に関する情報の集約、地方自治体などへの説明と助言などを行う。

現地事故対策連絡会議

原子力施設で原災法第 10 条に規定された通報事象が発生した場合に、現地で情報共有や応急対策準備の検討を行って警戒体制を整えるための連絡会議。原子力防災専門官などの国の職員、地元自治体の職員、警備当局、原子力事業者などで構成される。原子力緊急事態宣言の発出後は、原子力災害現地対策本部に移行する。

〔せ〕

セシウム [Cs : Cesium]

原子番号 55 の元素。原子量 132.90543。元素記号は Cs。銀白色の軟らかい金属。アルカリ金属のうち最も反応性に富む。同位体 22 のうち最も重要なものはセシウム (Cs-137) である。カルシウム (Ca) に似た性質をもち人体の骨に蓄積するため骨髄への影響が重要である。

〔ち〕

超ウラン元素

ウラン(原子番号 92)よりも大きな原子番号をもつ元素。天然にはほとんど存在せず、人工的に作られる。ネプツニウム (Np)、プルトニウム (Pu)、アメリシウム (Am)、キュリウム (Cm)、バークリウム (Bk)、カリホルニウム (Cf) などがある。長寿命核種のものがあるため、人から隔離した天然の地層などを利用した保管期間が 1 万年以上必要となる。

中性子線

中性子で構成される放射線。ガンマ線と比較して放射線荷重係数が大きいいため、臨界事故時にはガンマ線だけでなく、緊急時環境放射線モニタリングの測定項目となる。

〔と〕

通報事象（特定事象）

原災法第10条に基づき、原子力防災管理者が政府、地方公共団体に通報しなければならない事象(基準)。特定事象ともいう。内容は以下のとおり。(原災法施行令第4条第4項による) ①敷地境界付近に設置した放射線測定設備において1地点で10分以上、又は、2地点以上で同時に5マイクロシーベルト毎時(μ Sv/h)以上の放射線量の検出。②排気筒などの通常放出場所において、拡散などを考慮して敷地境界で5マイクロシーベルト毎時(μ Sv/h)以上相当の放射性物質を10分間以上検出。③火災、爆発などが生じ、管理区域の外で50マイクロシーベルト毎時(μ Sv/h)以上の放射線量の検出及び5マイクロシーベルト毎時(μ Sv/h)以上に相当する放射性物質の検出。④臨界事故の発生又はそのおそれのある状態。⑤制御棒の挿入による原子炉停止ができないこと。⑥その他、原子力緊急事態に該当する事象。

等価線量

放射線防護に用いる線量の1つ。異なった種類やエネルギーを有する放射線からの人体影響を同じ尺度で表すために導入された線量概念で、ICRP1990年勧告において用いられた。単位はシーベルト(Sv)が用いられる。ICRP1990年勧告取入れ以前は、組織線量が使われていた。

〔な〕

内部被ばく

施設から放出される放射性物質及び放射線による被ばくの形態の1つ。被ばくの形態は、大きく、外部被ばくと内部被ばくに分けられる。内部被ばくには、経口摂取、吸入摂取、経皮摂取の3通りがある。アルファ線、ベータ線による内部被ばくの影響は、ガンマ線による影響より大きい。

〔の〕

濃縮ウラン

天然ウラン中のウラン235(U-235)の存在割合(0.7%)を濃縮により高くしたものを濃縮ウランという。発電用軽水炉の場合、ウラン235(U-235)の存在割合を約3~5%にした濃縮ウランを原料として燃料棒が作られる。

〔ひ〕

避難退域時検査

放射性物質に汚染している者としていない者を区分すること。

〔ふ〕

沸騰水型軽水炉 [BWR : Boiling Water Reactor]

減速材及び冷却材として普通の水(軽水)を用い、原子炉で水を沸騰させてできた蒸気を直接タービンに送って発電する原子炉。PWRにおける蒸気発生器がない代わりに、タービンに放射能を含んだ蒸気が送られることになる。

プルトニウム [Pu : Plutonium]

プルトニウム239(Pu-239)は、ウラン238(U-238)が中性子を捕獲することによって生ずるウラン239(U-239)が2段のベータ崩壊をして生じる元素。これがさらに中性子を捕獲すると順次プルトニウム240(Pu-240)、プルトニウム241(Pu-241)、プルトニウム242(Pu-242)などの同位体22が生ずる。このうちプルトニウム239(Pu-239)とプルトニ

資料編

ウム 241 は核分裂断面積が大きいために核分裂物質(核燃料)として利用できる。元素記号は Pu。原子番号 94、プルトニウム 239 の半減期は2万4千年。軽水炉で発生する熱の3分の1は炉内で生成したプルトニウムの核分裂によって発生しており、作られたプルトニウムのうち約6割はそのまま燃焼し、残りの約4割が使用済燃料に含まれる。

〔へ〕

ベクレル

記号 Bq。放射能の強さを表す S I 単位。放射性同位元素が毎秒1個崩壊するときの放射能に相当する。370 億ベクレル(3.7×10¹⁰Bq)が1キュリー(Ci)である。

ベータ(β)線

放射性核種が崩壊する時に放出する放射線のひとつで、負の電荷を持つ陰電子と正の電荷を持つ陽電子がある。ベータ線は空気中で数 m 程度しか飛ばないので、比較的薄い物質(アルミニウム箔やプラスチック板)で遮へいが可能である。

〔よ〕

ヨウ素

原子番号 53、原子量 126.9 の元素でハロゲン元素の1つ。元素記号 I。自然界では海藻や海産動物中に主に有機化合物として存在する。単体のヨウ素は紫黒色、金属光沢のある鱗片状結晶で、融点 113.6℃、沸点 182.8℃である。ヨウ素は体内に摂取されると甲状腺に多く沈着するので、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくに注意が必要である。

〔その他〕

体制	事象	EAL	OIL	PAZ		UPZ内離島等		UPZ	
				要援護者	その他	要援護者	その他	要援護者	その他
災害警戒本部	警戒事象 (震度6弱の地震等)	警戒事象	→	避難準備 (マニュアル)		避難準備 (マニュアル)			
	特定事象 (第10条)	施設敷地 緊急事態	→	避難実施 (マニュアル)	避難準備 (マニュアル)	避難実施 (独自)	避難準備 (独自)	屋内退避 準備 (マニュアル)	屋内退避 準備 (マニュアル)
災害対策本部	第15条事象、原子力緊急事態	全面 緊急事態	→	避難実施 (マニュアル)	避難実施 安定ヨウ素 剤服用 (マニュアル)	避難実施 (独自)	避難実施 安定ヨウ素 剤服用 (独自)	屋内退避実施 退避・安定ヨウ素 剤服用等の 準備 (マニュアル)	屋内退避実施 退避・安定ヨウ素 剤服用等の 準備 (マニュアル)
				緊急防護措置 OIL1 500 μSv/h(空間線量率)	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施(移動が困難な方の一時屋内退避を含む)				
				緊急防護措置 OIL4 40,000cpm	→ 避難者等を避難退域時検査して、基準を超える際は、迅速に除染				
				早期防護措置 OIL2 20 μSv/h	→ 1日以内を目途に地域を特定し、地域生産物の摂取を制限 1週間程度内に一時移転を実施				
国(原子力災害対策本部)からの指示				●km 避難指示、○～○km 屋内退避指示 等					

原子力災害対策重点区域の範囲（原子力災害対策指針から抜粋）

（１）予防的防護措置を準備する区域（PAZ : Precautionary Action Zone）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、先述のEALに依拠して、即時避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。

PAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

（２）緊急時防護措置を準備する区域

（UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone）

UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、EAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。

UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

（３）プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

（PPA : Plume Protection Planning Area）

UPZ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。

つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。

プルームの通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。

また、プルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じる事は困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、UPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。

以上を踏まえて、PPAの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、本指針に記載する。

15 原子力災害対策特別措置法第 10 条、第 15 条について

(原子力防災管理者の通報義務等)

- 第 10 条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令）及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。
- 2 前項前段の規定により通報を受けた都道府県知事又は市町村長は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下この項及び第 15 条第 1 項第 1 号において同じ。）に対し、その事態の把握のため専門的知識を有する職員の派遣を要請することができる。この場合において、内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、適任と認める職員を派遣しなければならない。

(原子力緊急事態宣言等)

- 第 15 条 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第 3 項の規定による指示の案を提出しなければならない。
- (1) 第 10 条第 1 項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。
- (1) 緊急事態応急対策を実施すべき区域
- (2) 原子力緊急事態の概要
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、第 1 号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項
- 3 内閣総理大臣は、第 1 項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第 1 号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第 28 条第 2 項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第 60 条第 1 項及び第 5 項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。
- 4 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、原子力緊急事態の解除を行う旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）

をするものとする。

- (1) 原子力災害事後対策を実施すべき区域
- (2) 前号に掲げるもののほか、同号に掲げる区域内的の居住者等に対し周知させるべき事項

16 原子力災害対策特別措置法施行令（抄）第4条、第6条について

（通報すべき事象）

第4条 法第10条第1項の政令で定める基準は、1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量とする。

2 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の1又は2以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。

(1) 当該数値が1地点のみにおいて検出された場合（検出された時間が10分間未満であるときに限る。）

(2) 当該数値が落雷の時に検出された場合

3 前項の定めるところにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の1又は2以上についての数値が1時間当たり1マイクロシーベルト以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。

4 法第10条第1項の政令で定める事象は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

(1) 第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと。

(2) 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。

(3) 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。

ア 1時間当たり50マイクロシーベルト以上の放射線量

イ 当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり5マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質

(4) 事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、1時間当たり100マイクロシーベルト以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉の運転を通常の中性子吸収材の挿入により停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象にあっては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、第6条第4項第3号又は第4号に掲げる事象

(原子力緊急事態)

- 第6条 法第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事はその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であつて法第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。
- 2 法第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間（10分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。
- 3 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。
- (1) 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量（法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の1又は2以上についての数値が1時間当たり5マイクロシーベルト以上である場合にあっては、当該各放射線測定設備における放射線量と第4条第3項に規定する中性子線の放射線量とを合計して得られる放射線量）又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量 1時間当たり500マイクロシーベルト
 - (2) 第4条第4項第3号アに規定する検出された放射線量1時間当たり5ミリシーベルト
 - (3) 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量1時間当たり10ミリシーベルト
- 4 法第15条第1項第2号の原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。
- (1) 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。
 - (2) 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり500マイクロシーベルトの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。
 - (3) 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉の運転を非常用中性子吸収材の注入によっても停止することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象として原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象にあっては、原子力規制委員会規則・国土交通省令）で定めるもの